

第3期知的財産戦略の基本方針の在り方 について（案）

2009年3月●日

知的財産戦略本部

知的財産による競争力強化専門調査会

コンテンツ・日本ブランド専門調査会

目次

はじめに	1
I. 第3期知的財産戦略の基本方針の在り方について	3
1. 知的財産を取り巻く環境変化	3
2. 我が国の現状と課題	4
(1) イノベーションの促進	4
(2) 経済のグローバル化への対応	6
(3) コンテンツ産業の振興と日本のブランド価値の発信	7
(4) 知的財産権の安定性・予見性の確保	7
(5) 利用者ニーズへの対応	8
3. 第3期（2009年度～2013年度）知的財産戦略の基本方針	9
(1) イノベーション促進のための知財戦略の強化〈IP For Innovation〉	11
(2) グローバルな知財戦略の強化〈Global IP〉	15
(3) クリエイティブ産業の成長戦略の推進〈Promotion of Creative Industries〉	18
(4) 知的財産権の安定性・予見性の確保〈Stable IP〉	23
(5) 利用者ニーズに対応した知財システムの構築〈User-Friendliness〉	25
II. これまで講じてきた知的財産施策に対する評価の概要及び今後講ずべき主な施策	26
1. 知的財産の創造	26
2. 知的財産の保護	33
(1) 知的財産の適切な保護	33
(2) 模倣品・海賊版対策の強化	50
3. 知的財産の活用	57
(1) 知的財産の戦略的活用	57
(2) 国際標準化活動の強化	64
(3) 中小・ベンチャー企業への支援	71
(4) 知的財産を活用した地域の活性化	78
4. コンテンツをいかした文化創造国家づくり	80
(1) 新しい市場の拡大	80

(2) 契約環境の改善	86
(3) 世界中のクリエーターの目標となり得る創造環境の整備	90
(4) 日本ブランドの振興	92
(5) 模倣品・海賊版対策の強化	95
5. 人材の育成と国民意識の向上	97

<参考>

- 1-1 知的財産による競争力強化専門調査会名簿
- 1-2 知的財産による競争力強化専門調査検討経緯
- 2-1 コンテンツ・日本ブランド専門調査会名簿
- 2-2 コンテンツ・日本ブランド専門調査検討経緯

はじめに

世界的な金融危機により世界全体の経済活動が急激に失速している。我が国経済もその影響を受け、企業業績も悪化し、今後の知的財産活動の大幅な縮小が懸念される事態に陥っている。

翻って我が国は、2003年3月の知的財産基本法の施行以来、第1期（2003年度～2005年度）及び第2期（2006年度～2008年度）の計6年間、官民挙げて知的財産立国の実現に向け力を注いできた。果たして、現在直面する経済危機によってこれまでの努力レベルを引き下げてしまってよいのか。このような激動期こそ我が国に強みのある知的財産をいかしたグローバル市場の獲得や内需拡大に向けた方策を追求すべきではないか。今までに知的財産戦略の真価が問われているのである。

かかる認識の下、知的財産による競争力強化専門調査会及びコンテンツ・日本ブランド専門調査会（以下「両専門調査会」という。）は、2006年2月の知的財産戦略本部決定に基づき、これまで6年間の知的財産政策の実施状況及びその成果に関するレビューを行うとともに、第3期（2009年度～2013年度）における知的財産戦略の基本方針の在り方についてそれぞれ検討を行った。その過程において広く国民からの意見募集を行い議論の参考とした。本報告書は両専門調査会の検討結果を組み合わせ取りまとめたものである。

本報告書は今後の基本方針の在り方と政策レビューの大きく2つの要素により構成されている。これまで講じてきた知的財産施策とその関連データを別冊のとおり体系的に整理し評価した上で、その概要及び今後講ずべき主な施策を第II部として整理した。これを踏まえ、今後の知的財産戦略の基本方針として、第3期において目指すべき政策目標を設定し、その達成度を評価するための定量的指標を含む評価指標及び政策目標を達成するために今後重点的に講ずべき施策を抽出し整理したものを第I部とした。

政策レビューの結果、これまでの知的財産重視に基づく多くの施策は様々な制度整備や大学、企業等の意識向上・体制整備に結実しおおむね成果を上げている一方、欧米と同等の視座を獲得したこともある、イノベーション促進には知的財産の権利保護のみに注力するのではなく創造と活用を効果的につなげるための戦略的取組が重要との認識が高まるとともに、経済のグローバル化、

イノベーション・プロセスのオープン化、情報のデジタル化・ネットワーク化の進展などの知的財産を取り巻く環境変化に応じ新たな課題が生じてきたり、我が国の有する優れたコンテンツ等のポテンシャルを産業として十分発揮できていない、イノベーションの担い手たる制度利用者のニーズを十分満たしていないといった従来からの課題が積み残っていたりしていることが明らかになつた。

資源が乏しく、少子高齢化の進行する我が国が現下の経済危機を克服し国際競争に打ち勝っていくためには、グローバル市場において新たな知的財産の創造とその効果的な活用によるイノベーションを創出し続けていく以外に途はない。第3期を迎えるに当たり、知的財産を原動力とする国際競争力の強化という原点にもう一度立ち返り、国際的視点からイノベーション促進のための知的財産戦略を一層強化していかなくてはならない。その際、イノベーションの創造に資する知財人材の育成・確保も引き続き重要である。また、世界的な経済減速に対応するためにはコンテンツ産業を始めとするクリエイティブ産業の振興に戦略的に取り組まなければならない。加えて、知的財産権の安定性の確保や利用者ニーズの充足といった観点からの不断の改革も怠ってはならない。

知的財産は国富の源泉である。知的財産戦略を誤ると国の未来が危うくなる。我々は世界最先端の知的財産立国実現に向けた歩みをここで止めるわけにはいかないのである。

I. 第3期知的財産戦略の基本方針の在り方について

1. 知的財産を取り巻く環境変化

- 未曾有の世界的な金融危機に端を発した経済の減速が進行している。資源が乏しく、少子高齢化の進行する我が国は、当面の経済危機に対応するとともに、中長期的視点から経済成長を図ることが求められている。
- ヒト、モノ、カネ、情報が国境を超えて移動する経済のグローバル化が進展し、コスト競争力のある新興国の追い上げ等により国際競争が激化する中、技術、コンテンツ、ブランド等の革新的な知的財産を生み出し、それを高付加価値な製品・サービスのグローバルな提供を通じ効果的に経済的価値の創出に結び付けていくこと、すなわち、イノベーションの実現が極めて重要となっている。
- 特に、技術の高度化・複雑化が進展し、市場変化の速度が増す中、事業化スピードの加速や投入コストの最小化を図るため、内部のリソースのみならず、外部のリソースを事業活動において有効に活用しようとするオープン・イノベーションに向けた取組が進展している。
- また、情報のデジタル化・ネットワーク化の進展は、上記のイノベーションの構造変化や著作権法を始めとする知財制度の在り方にも大きな影響を及ぼしつつあるとともに、新たな市場拡大の機会をもたらしている。
- 一方、世界的な経済減速に伴い内外の市場が急速に縮小し始めている中、日本のブランド価値の発信を通じた海外市場の開拓や国民生活を豊かにするコンテンツ、デザイン等の質の向上による内需拡大の重要性が高まっている。
- 特許等の知財制度の利用の側面に着目すると、その全体に関連する高コスト構造や権利の安定性に関する問題点が指摘されている一方、フリーソフトウェアやパテント・コモンズ（一定のコミュニティにおける知的財産権の自由利用を認める仕組み）の活用など独占権を主張しない取組が広がっている。

2. 我が国の現状と課題

下記Ⅱ. のとおり政策レビューを行ったところ、総じて、これまでの知的財産重視に基づく多くの施策は様々な制度整備や大学、企業等の意識改革・体制整備に結実しおおむね成果を上げているということができる。しかし、その一方、欧米と同等の視座を獲得したこともあるって、イノベーション促進には知的財産の権利保護のみに注力するのではなく創造と活用を効果的につなげるための戦略が重要との認識が高まるとともに、経済のグローバル化、イノベーション・プロセスのオープン化、情報のデジタル化・ネットワーク化の進展などの知的財産を取り巻く環境変化に応じ新たな課題が生じてきたり、我が国のある優れたコンテンツ等のポテンシャルを産業として十分発揮できていない、イノベーションの担い手たる制度利用者のニーズを十分満たしていないといった従来からの課題が積み残っていたりしていることが明らかになった。

そこで、イノベーションの促進、経済のグローバル化への対応、コンテンツ産業の振興と日本のブランド価値の発信、知的財産権の安定性・予見性の確保及び利用者ニーズへの対応というそれぞれの視点から、我が国の現状と課題を整理すると、以下のとおりである。

(1) イノベーションの促進

- 近年、我が国由来の特許登録件数は第1位を維持し続けているが、国民一人当たりGDPは米国の約3／4にとどまっており、経済成長率へのMFP（全要素生産性）の寄与度も米国、英国、仏国等に劣っている。ハイブリッド自動車等一部競争力を有する製品を生み出しているものの、総じて、我が国は知的財産を経済的価値の創出に効果的に結び付けられていないおそれがある。
- 事業活動の側面を見ると、オープン・イノベーションの進展に伴いイノベーション・プロセスの分担化が進行する中、収益を最大化させるためにはそのプロセスのイニシアティブをとることがより重要となっている。このような中、アジア・新興国の台頭やモジュール化の進展により、厳しい価格競争に晒され収益性が低下する事例が見られるなど、グローバル競争に勝ち抜くためのビジネスモデルの構築や高度な知財戦略の実践に遅れがある。

- また、業種、企業ごとに差はあるものの共通基盤技術については国際標準化によりコスト削減や市場拡大を図り、個別技術については差別化し囲い込むという戦略の浸透が十分ではない。
- さらに、現下の厳しい経済情勢の下、地域経済の活性化が求められているが、大学や中堅・中小企業の生み出した知的財産を適切に管理し他のリソースと有効に結び付けて事業化まで関与する総合プロデュース機能が脆弱である。
- 知的財産の主要な創造拠点である大学の特許出願件数、特許実施件数とも着実に増加しているものの、社会ニーズを踏まえた研究テーマの設定支援、有用な技術の評価・選定、権利取得・管理、企業への新しい事業コンセプトの提案など、大学の知的財産を産業界へ効果的に移転させるための総合的な機能は未だ弱い。
- また、大学発ベンチャーを始め知的財産を活用したベンチャー企業は多数創出されたものの、経営が軌道に乗っていないものも多い。一部不活性な大学発ベンチャーの存続がベンチャーの特性であるダイナミズムの低下をもたらしているとの指摘もある。
- 知財制度に関しては、国際的に整合性のとれていない一部制度や権利付与の遅延がグローバル市場における新たなビジネスモデル構築の阻害要因となるおそれがある。これまで数次の法改正や審査迅速化に向けた体制整備等が行われてきたが、未だ先進的な国際水準に比して遜色のないレベルに至っていない面がある。
- また、オープン・イノベーションの進展に伴い知的財産権の流動性が高まっている中、米国を中心に知的財産権の濫用的な権利行使の問題（いわゆる「パテント・トロール問題」）が顕在化したり、国際標準技術に関して不当な権利行使が行われたりしている。産業の健全な発展を図る観点から、適切な権利行使の在り方について検討を行うことが必要とされている。
- さらに、我が国の制度では諸外国に比して営業秘密侵害に対する抑止力が弱いと見られているため、海外企業との共同研究等の実施に支障を及ぼしていると指摘されている。

(2) 経済のグローバル化への対応

- オープン・イノベーションの進展に対応するためには、国や組織の枠を超えてグローバルに知的財産の有効活用を図ることが必要である。また、我が国の経済成長には高い経済成長を維持しているアジア等の活力を取り込むことが不可欠である。その際、国ごとに異なる知財制度が国際的な事業活動の大きな足かせとなりかねない。
- このような中、世界各国において知的財産を低成本でかつ迅速に保護・活用できるようにするための世界特許システムの構築に向け、第1庁で特許となった出願について第2庁において簡易な手続で早期審査を受けることができる特許審査ハイウェイが本格化しつつあるが、対象国の更なる拡大の余地がある。
また、日米欧三極特許庁間での出願様式が統一されたものの、審査基準や審査判断の調和についてはまだ議論が開始された段階であり、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願に係る電子出願処理システムも十分に整備されていない。さらに、実体特許法条約に関しては、グレースピリオド（発明の公表から特許出願までに認められる猶予期間）の取扱い等をめぐり米欧間の交渉が難航しているが、先願主義への移行を含む米国特許法改正案への対応に係る米国新政権下での動きにも注視が必要である。
- アジア地域における知財制度の導入・普及については、人材育成や出願処理システムの構築に関する支援を行ってきており、かかる地域における制度・運用の整備は十分ではない。その他の経済発展が著しい国（インド、ブラジル、ロシア等）への我が国の出願数は米国よりも少なく、国際的な知財取得戦略に遅れが見られる。
- 一方、国内では最近の5年間で知財侵害事犯の検挙事件数が倍増し、知財侵害物品の輸入差止件数が3倍に増加したものの、海外での模倣被害率が高止まっているなどアジア諸国を始めとする国々における模倣品・海賊版の流通は跡を絶たず、また、瞬時に国境をまたいで情報が流通するインターネットにおいても海賊版が氾濫しており、国内外での円滑な事業活動における重大な支障となっている。

- 経済のグローバル化が進展するも、我が国の海外出願比率は欧米の1／2以下にとどまっているなど、未だ海外展開に対する意識が低い面もある。また、国際標準化の活動自体は活発化してきているが、国際標準化機関における議長、幹事等の獲得数を見ると欧米には未だ及ばない状況にある。

(3) コンテンツ産業の振興と日本のブランド価値の発信

- 近年、我が国のマンガ、アニメ、ゲーム等は海外で高く評価されているにもかかわらず、我が国のコンテンツ産業全体の伸び率は低迷している。
- 「JAPAN 国際コンテンツフェスティバル」の開催等によりコンテンツの海外への情報発信を促進しているものの、映画や放送番組の輸出規模が米国や韓国に劣るなどコンテンツ産業全体としては海外展開が進んでおらず、ブランド価値の発信も個別分野ごとの対応にとどまっている。
- また、地域資源を活用したコンテンツ製作やデジタル・ネットワーク環境の利点をいかしたビジネスモデルの構築にも遅れをとっている。
- さらに、インターネット上の著作権侵害コンテンツの氾濫等が適切な利益の確保を阻み、創造力の低下につながることが懸念されている。
- コンテンツ産業を支える基盤として、技術進歩や新たなビジネスモデルの出現に柔軟に対応できる知財制度が整備されておらず、また、多数の権利が併存する放送番組等については、集中管理の拡大や契約ルールの形成が一定程度進みつつあるが、流通経路の複雑化に対応するためのコストは依然として大きいとされている。
- また、地域団体商標の導入等が行われたものの、ブランドを支える知財制度がブランド価値を守り育てる利用者のニーズを十分反映していない面がある。

(4) 知的財産権の安定性・予見性の確保

- オープン・イノベーションの進展に伴い知的財産権の流動性が高まって

いる中、知的財産権の安定性を確保することが重要となっている。

- 一方、侵害訴訟において特許が無効と判断される事件の割合が増加傾向にあり、これによるビジネスリスクの増大が懸念されている。
- 無効と判断される原因については、分析が必要であるが、審査段階で発見できなかった先行技術が事後的に提出されることや裁判所と特許庁の間で特許性に関する判断に齟齬をきたしている可能性のあることなどが指摘されている。
- また、特許の有効性を無効審判と特許侵害訴訟の両者によって争うことができるいわゆる「ダブルトラック」が特許権の安定性の阻害要因となっているとの指摘もある。

(5) 利用者ニーズへの対応

- これまで利用者ニーズに応じて特許電子図書館（IPDL）の機能向上や特許審査の改善（早期審査の要件緩和、スーパー早期審査の試行）等の行政サービスの質の向上が図られてきたが、現下の経済の急速な減速に伴う企業業績の悪化もあいまって、国内外における権利取得段階から紛争・訴訟段階に至るまでの知財制度の利用に関連する高コスト構造が問題視されている。
- 特に資金の乏しい中小企業については、現在の厳しい経済情勢の下、知的財産権の取得や維持が一層困難になることが懸念されている。
- 特許庁等の行政サービスの質の向上、審査基準の明確化、知財制度の国際調和、審査の迅速化など知財システム全体に関して利用者ニーズを満たすものとなるよう不斷に見直すことが必要である。

3. 第3期（2009年度～2013年度）知的財産戦略の基本方針

〈基本的考え方〉

第3期（2009年度～2013年度）における我が国の知的財産戦略は、知的財産を取り巻く環境変化（上記1.）を踏まえ、我が国の現状と課題（上記2.）に適切に対応するものでなくてならない。

まず、第1にイノベーション促進のための知的財産戦略を強化することが必要である。革新的な知的財産を生み出し、その権利保護を重視することは今後とも重要であるが、それのみに注力していてもイノベーションを効率的に実現することは困難である。知的財産をいかに効果的に経済的価値の創出に結び付けるかという視点を重視しつつ、知的財産の創造から活用までの各プロセスをより有機的かつ相互に連結させるべく、知財制度や事業環境を進化させていくことが必要である。

第2にグローバルな視点から知的財産戦略を強化していかなければならぬ。事業者の事業活動のグローバル化がますます進展する中、国ごとに異なる知財制度やその運用がその足かせとなるおそれが多い。国際的な知財制度の調和や審査業務のワークシェアリングの拡大、海外における模倣品・海賊版対策など国際的なフレームワーク作りに一層強力に取り組むことが必要である。

第3にコンテンツ産業を始めとするクリエイティブ産業の振興に戦略的に取り組まなくてはならない。従来から我が国が強みを有するものづくり産業においてもデザインやブランドの重要性が増大しているように、グローバル市場における我が国の総合的な競争力を向上させるためには、日本のブランド創造・発信力の強化が不可欠である。現下の経済危機を克服するためにも、我が国消費者の優れた感性によって育まれたコンテンツ、食、ファッション、デザイン等の日本のブランド価値の創造に関連する産業をクリエイティブ産業と位置付け、今後の我が国経済を牽引する戦略産業として重点投資を図ることを通じ、その創造基盤の強化と内外市場の開拓による成長を促進することが急務である。

第4に知的財産権の安定性確保に向けた取組を強化することが必要である。権利の安定性・予見性が確保されなければ、事業投資等が水泡に帰し、円滑な事業活動を行うことが困難になってしまふおそれがある。権利の安定性を確保することは知財制度のいわば根幹であり、そのための紛争処理スキームを含む見直しが求められる。

第5に制度利用者のニーズに対応した知財システムの構築に向けた取組を強化しなければならない。知財制度の利用に関連する高コスト構造や利用し

ににくい法律や審査基準は、これを放置すると知財制度そのものに対する信頼を揺るがすものとなりかねない。上記の第1から第4までの取組は結果的に利用者ニーズにも応えるものであるということができるが、制度設計や運用を利用者本位のものとすることを明確な方針として掲げることが適当である。

以上の5本柱を第3期の知的財産戦略の基本方針とし、総合的かつ一体的に推進することにより、技術、コンテンツ、ブランド等の優れた知的財産を多数創造し、それらを有機的に組み合わせ経済的価値を創出し続けることを通じグローバル市場における競争力を強化する、“グローバルな知財競争力の強化”を目指すべきである。

また、第3期においては、知的財産政策の実効性、効率性及び透明性を確保する観点から、政策目標を設定するとともに、評価指標に基づきその達成状況を客観的に評価し、その評価を踏まえ、更に必要な施策を講ずるという政策評価マネジメントをより適切に実行すべきである。

なお、政策評価に当たっては、定量的指標に基づく評価のみならず、施策の実施状況やその成果に係る定性的な評価も合わせて行うとともに、中間評価等に基づき評価指標の見直しを隨時行うことが適当である。

(1) イノベーション促進のための知財戦略の強化 <IP For Innovation>

重要な知的財産を多数獲得し、これを効果的に経済的価値の創出に結び付けるため、イノベーション促進のための知的財産戦略を強化する。

【政策目標】

- イノベーション促進のための知的財産戦略を強化するため、技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度を構築するとともに、大学や中堅・中小企業の生み出す知的財産を適切に管理し他のリソースと結び付けて事業化につなげる総合プロデュース機能を強化する。また、事業活動における研究開発戦略・知財戦略・事業戦略の三位一体化を促進するとともに、これを担う人材を育成する。
- 特に内外の知的財産の有効活用を図るオープン・イノベーションの進展に対応するため、知的財産の公正・円滑な活用や技術情報の適切な保護を図るための環境整備を行う。

【評価指標】

- ・我が国全体の研究開発投資額
- ・制度・運用見直しに係る出願・登録件数
- ・特許審査待ち期間
- ・産業革新機構（イノベーション創造機構）の活動状況
- ・大学における产学連携活動による全収入（特許権実施料、著作権使用料、共同研究費を含む。）
- ・大学の研究成果を活用した事業化の件数・事例
- ・内国人出願件数に占める中小企業の比率
- ・地域における新事業の展開事例

【重点施策】

<技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度の構築>

○特許制度の在り方の総合的見直し

特許制度の在り方について、イノベーション促進の観点から総合的に検討を行い、結論を得る。

[2. (1) (iv) ①] *

* 対応する第Ⅱ部の「今後講ずべき主な施策」の節等の番号を指す。以下同じ。

○先端医療分野における特許保護の在り方の見直し

先端医療特許検討委員会における検討結果を踏まえ、先端医療分野における特許保護について適切な措置を講ずる。 [2. (1) (iv) ②]

○日本版フェアユース規定の導入

著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る権利制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入に向け規定振り等について検討を行い、必要な措置を講ずる。 [4. (1) (i) ⑥]

○不使用商標対策の強化

使用されていない商標権が新たな商標選択の幅を狭め、新商品・新サービスの事業展開の制約要因となっていることにかんがみ、不使用商標の削減や商標の円滑な取得の方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。 [2. (1) (iv) ⑤]

○特許審査処理の迅速化

特許審査待ち期間の11か月への短縮（2013年まで）を目指し、必要な審査官の確保、無駄のない戦略的な出願・審査請求に資する情報提供の強化等の総合的な取組を推進する。 [2. (1) (ii) ①～④]

〈大学、中小企業等の知的財産の総合プロデュース機能の強化〉

○産業革新機構（イノベーション創造機構）の体制整備

企業や大学等に分散する技術・人材等を柔軟に組み合わせ総合プロデュースする事業に対して一定規模以上の長期リスクマネーを供給する産業革新機構（イノベーション創造機構）の体制を整備する。

[3. (1) (ii) ④]

○大学の知的財産本部や技術移転機関（TLO）の統廃合・専門化

現行の大学の知的財産本部やTLOに対する支援事業の実効性を評価した上で、個々の事情に応じた連携・集約や特定の技術分野・機能への専門化を促進すべく支援を行う。 [1. (ii) ①]

○产学連携における外部機能の積極的活用の促進

科学技術振興機構（JST）や新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の产学連携支援機能を強化するとともに、大学知的財産

本部やＴＬＯにおける外部リソースの活用を促す。 [1. (ii) ②]

○中小企業施策、農林水産施策、科学技術施策等との連携の強化

知的財産施策と中小企業施策、農林水産施策、科学技術施策等との連携を通じ、地域の中堅・中小企業や大学等の生み出した知的財産を他の経営資源と有効に結び付けて事業化まで支援する総合プロデュース機能を強化する。 [3. (3) (iii) ⑤、(4) ①]

○地域金融機関における知的財産の活用の促進

地域金融機関において知的財産を活用した融資が促進されるよう、企業の強みとなる知的財産を含む無形資産の評価マニュアルを策定しその普及を図るとともに、各金融機関に対して知的財産に関する研修等を行う。 [3. (3) (iii) ①]

〈イノベーション創出に資する知的財産人材の育成〉

○研究開発戦略・知財戦略・事業戦略の三位一体化を担う人材の育成

事業活動における研究開発戦略・知財戦略・事業戦略の三位一体化を担うチームを構成する人材を育成すべく、より幅広い知識や経験を身に付けることができる研修等に対する支援を行う。 [5. (i) ①②]

○知財教育の充実

独創性や他人の知的財産を尊重する意識を子供の頃から育むための課外授業や学校における知財教育を充実させる。 [5. (iii) ①]

〈オープン・イノベーションの進展に対応した環境整備〉

○適切な権利行使の在り方の検討

知的財産権の濫用的な権利行使の問題について、正当な権利行使を尊重するとの前提の下、産業の健全な発展を図る観点から、民法上の権利濫用の法理や米国の判例（eBay 判決）等を考慮しつつ、差止請求の要件、損害賠償請求制度の在り方等について検討を行い、必要な措置を講ずる。 [3. (1) (iii) ②]

○未登録の通常実施権の保護制度（当然保護制度）の検討

特許法改正後の通常実施権登録制度の運用状況、諸外国の制度運用の動向、知的財産権取引に係る契約実務の動向、産業界のニーズ等を踏まえ、未登録の通常実施権に係るライセンシング保護制度の導入の可否につ

いて検討を行い、結論を得る。

〔3. (1) (ii) ①〕

○実施許諾の意思の登録制度の導入の検討

特許権者が第三者への実施許諾の意思がある旨を特許原簿等に登録した場合に特許料を減免するライセンス・オブ・ライト (License of Right) 制度の導入について検討を行い、必要な措置を講ずる。〔3. (1) (ii) ⑤〕

○営業秘密侵害の抑止力を高めるための法制度の整備

秘密管理された技術情報等を保護するための実効的な法制度を整備するため、営業秘密侵害罪による処罰の対象を拡大するとともに、裁判の公開の要請に十分配慮し、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続の確保に留意しつつ、その刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための法的措置の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。〔2. (1) (v) ③〕

(2) グローバルな知財戦略の強化〈Global IP〉

世界規模でのイノベーション創出や事業展開を促進するため、グローバルな視点からの知的財産戦略を強化する。

【政策目標】

- 世界知財システムの構築に向けリーダーシップを発揮して取り組むことにより可能な限り早期に実質的な相互承認の実現を図るとともに、高い経済成長を維持しているアジア諸国等に対する知財制度の整備・適切な運用に係る支援を行う。
- 海外における模倣品・海賊版による被害を低減させるため、国際的な枠組み作りを主導するとともに、外国政府に対する体制整備や執行強化に向けた働き掛けを強化する。
- 我が国企業や大学の海外展開や海外リソースの活用を促進するとともに、国際標準化活動を強化する。

【評価指標】

- ・特許の海外出願比率
- ・特許審査ハイウェイの利用件数、対象国数、利用者の満足度（アンケート調査）
- ・我が国企業の模倣品・海賊版流通による被害率（アンケート調査）
- ・国際標準化機関における議長、幹事等ポストの獲得数
- ・大学における海外由来研究費率

【重点施策】

〈世界知財システムの構築等に向けた取組の強化〉

○世界特許システムの構築に向けた取組の強化

世界特許システムを構築に向け、我が国がリーダーシップを発揮して、以下の取組を強化する。

- ・特許審査ハイウェイの対象国拡大と運用改善
- ・日米欧三極特許庁を中心とした審査基準、審査判断の調和
- ・審査ワークシェアリングのための海外先行技術文献の検索環境の整備
- ・実体特許法条約の実現に向けた交渉の加速
- ・W I P O（世界知的所有権機関）における国際出願に係る事務処理シ

システムの改善

[2. (1) (i) ①～⑤]

○ハイレベルな知的財産外交の推進

国際的な制度調和、審査ワークシェアリングの拡大、模倣品・海賊版の拡散防止等の実現に向け、ハイレベルな知的財産外交を積極的に展開する。

[2. (1) (i) ⑥、(2) (i) ⑤、(2) (iii) ②]

○アジア諸国に対する知財人材育成等に対する支援の推進

相手国のニーズや制度の整備状況等を踏まえつつ、アジア諸国に対する人材育成、審査協力、情報システム構築等に係る支援を引き続き実施する。

[2. (1) (i) ⑦]

〈海外における模倣品・海賊版による被害を低減させるための取組の強化〉

○海外市场における模倣品・海賊版対策の強化

模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の早期妥結・妥結後の参加国の拡大を我が国が主導するとともに、二国間の協議、官民合同ミッションの派遣、税関等への能力構築支援等を通じ外国政府に対する体制整備や執行強化に向けた働き掛けを行う。

[2. (2) (i) ①③⑤、(ii) ③、(iii) ②、4. (5) ①]

○国内における模倣品・海賊版の取締りの強化

外国政府に対し模倣品・海賊版対策の強化を働き掛けるに当たっては、国内対策の徹底が大前提であることにかんがみ、税関や警察等において、諸外国の関係機関との連携強化、権利者との協力関係の構築、必要な職員の確保等を通じ、国内における模倣品・海賊版の取締りを強化する。

[2. (2) (ii) ①～④、(iii) ①、4. (5) ②]

〈海外展開や海外リソースの活用の促進〉

○海外の知財関連情報の提供強化

我が国企業等の外国での特許出願等を促進するため、我が国産業界のニーズを踏まえつつ、アジア諸国やインド、ブラジル、ロシア等に関する知財関連情報の提供を行う。

[2. (1) (i) ⑧]

○中小企業の海外への事業展開に対する支援策の拡充

中小企業の外国出願、外国での侵害調査に関する現行の支援制度を拡充するとともに、海外展開に際しての情報提供から権利の取得、権利行

使、模倣品対策までの一貫した支援の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。 [3. (3) (ii) ③]

○大学の国際的な産学官連携活動体制の整備

大学における国際的な産学官連携活動に関する基本方針の策定、必要な人材の確保等の国際的な産学官連携活動に係る体制整備を支援する。

[1. (i) ⑤]

〈国際標準化活動の強化〉

○標準技術を円滑に実施可能とする方策の検討

国際的な動向に留意しつつ、社会的ニーズの高い標準技術に関する特許発明を円滑に実施可能とする方策について、パテントプール化した場合の知的財産権の運用ルールの整備、濫用的な権利行使の制限、裁判実施権の適用等を含め、特許政策や独占禁止政策など幅広い観点から検討を行い、必要な措置を講ずる。 [3. (2) (v) ③]

(3) クリエイティブ産業の成長戦略の推進〈Promotion of Creative Industries〉

コンテンツ、食、ファッション、デザイン等の日本のブランド価値の創造に関連するクリエイティブ産業の成長戦略を推進する。

【政策目標】

- クリエイティブ産業の成長を目指し、新たな創造や新規サービスの創出を支援するとともに、分野横断的な日本ブランドの海外発信力の強化等を通じ海外展開を促進する。加えて、クリエーターの創作環境の充実とその育成やインターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の強化を図る。
- その基盤整備を図るため、デジタル・ネット時代に対応した知財制度や円滑かつ公正な契約環境を整備するとともに、ブランド力の向上に向けた取組を促進する知財制度を構築する。

【評価指標】

- ・コンテンツ、食、ファッションの産業の規模
- ・コンテンツ産業の海外依存度
- ・映画、音楽等の各分野の市場に占める国内作品の割合
- ・集中管理団体が管理する委任者数、委任範囲の内容
- ・コンテンツ関連情報に関するデータベースの整備、アクセス数
- ・インターネット上の著作権侵害事犯に係る検挙事件数、検挙人員
- ・訪日外国人旅行者数、対日世論調査

【重点施策】

〈新たな創造や新規サービスの創出に対する支援〉

○クリエイティブ産業における中小企業支援策の活用の促進

産業クラスター等を活用し、地域のクリエイティブ産業のネットワーク形成を促進するとともに、产学研官連携や異業種間連携の支援、インキュベーション機能の強化、販路開拓等の中小企業支援策のクリエイティブ産業における積極的な活用を促進する。 [4. (1) (i) ①]

○地域ソフト資源の映像化を通じた地域クリエイティブ産業の育成

地域におけるクリエイティブ産業のネットワーク形成を促進し、地域の発信力向上を図る。 [4. (1) (i) ②]

○新しいメディアを活用した新規サービスの促進

通信・放送を融合・連携させた新しいサービスの創出を促進し得る法制度の在り方や技術的環境の整備について検討を行い、必要な措置を講ずる。また、携帯端末向けマルチメディア放送、デジタルサイネージ、e－空間等を活用した新しいサービスの創出を促進する。

[4. (1) (i) ④]

〈クリエイティブ産業の海外展開の促進〉

○コンテンツの海外展開の促進

海外展開を視野に入れたコンテンツの製作、販路開拓等に対する総合的な支援策を実施する。

[4. (1) (ii) ①]

○日本ブランド発信イベントの機能強化

J A P A N国際コンテンツフェスティバルと東京発日本ファッショング・ウイークを連携させ総合的日本ブランド発信イベントに拡充・強化する。また、メディア芸術祭や国際ドラマフェスティバルを充実・強化する。さらに、コンテンツ等の関連イベントに併せて日本食・日本食材等の普及を図る。

[4. (1) (ii) ③、4. (4) ①]

○海外展開ミッションの派遣

海外顧客獲得のためにデザイン・ファッショングのクリエーターを戦略重点国に送り込む「クリエーター海外派遣団」や日本ブランド関連商品の販路拡大のためのミッションを派遣する。

[4. (4) ④]

○コンテンツ規制等に係る外国政府に対する働き掛けの強化

政府間のハイレベル会合等を通じて、コンテンツ輸入規制や検閲制度の緩和等に関する働き掛けを強化する。

[4. (1) (ii) ⑤]

〈日本ブランドの発信力の強化〉

○対外発信の重点化

アジアの重点対象国・地域に対し、分野横断的な大型イベントの集中開催、現地における様々なメディアのウィンドウの確保、共同番組製作、日本の人気ウェブサイトの翻訳に対する支援等の効果的な広報を実施する。

[4. (4) ③]

○在外公館における支援拠点の設置

在外公館にビジネス活動の支援拠点として「日本ブランド支援センター（仮称）」を設置し、日本貿易振興機構など関係機関との連携を強化しつつ、現地におけるビジネス支援機能を強化する。また、在外公館施設等を活用しつつ、コンテンツやファンション等世界的に注目を集めている日本ブランドの紹介、普及等に積極的に取り組む。

〔4. (4) ⑤〕

〈クリエーターの創作環境の充実と育成〉

○若手クリエーターの育成

日本映画等の分野において、若手クリエーターに実際に作品を製作する機会を与えるとともに、それらを公開・評価することを通じて、卓越した才能を持つクリエーターを発掘する。また、メディア芸術祭の場を活用し、若手クリエーターの新たな表彰・奨励の仕組みを創設する。

〔4. (3) ②〕

○文化資源のアーカイブ化の推進

我が国の文化資源の共有と再評価を図ることにより、新たな創造活動の基盤を構築するため、伝統的な文化財に加えて、アニメ、マンガ、映画、放送番組、ファンション、デザイン等に関する収集保存、研究及びデジタル・ネットワーク化を強力に推進する。

〔4. (3) ⑤〕

〈インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の強化〉

○海外市場における模倣品・海賊版対策の強化（再掲）

模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の早期妥結・妥結後の参加国の大拡大を我が国が主導するとともに、二国間の協議、官民合同ミッションの派遣、税関等への能力構築支援等を通じ外国政府に対する体制整備や執行強化に向けた働き掛けを行う。

〔2. (2) (iii) ②、4. (5) ①〕

○インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の強化

官民連携してインターネット上の著作権侵害コンテンツに関する実態調査を行うとともに、被害実態等を踏まえ、コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方やプロバイダの責任の在り方等について検討を行い、必要な措置を講ずる。また、インターネット上の著作権侵害コンテンツに係るサイバー犯罪の取締りを強化する。

〔2. (2) (iii) ①③、4. (5) ③〕

〈デジタル・ネット時代に対応した知財制度等の整備〉

○日本版フェアユース規定の導入（再掲）

著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る利用制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入に向け規定振り等について検討を行い、必要な措置を講ずる。

[4. (1) (i) ⑥]

○著作権法上のいわゆる「間接侵害」の明確化

著作権法上のいわゆる「間接侵害」関し、行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすること等について早急に検討を行い、必要な措置を講ずる。

[4. (1) (i) ⑦]

○デジタルコンテンツ流通の促進

放送番組等に係る権利処理の円滑化を図るため、権利の集中管理の拡大や標準的な契約ルールの確立を促進するとともに、権利処理の進捗状況等を踏まえ、多角的観点から適宜法的対応の検討を行い、必要な措置を講ずる。

[4. (2) (i) ①]

○デジタル・ネット環境の進展に伴うコンテンツ取引環境の整備

メディアの多様化によるコンテンツの利用許諾手続や流通経路の複雑化に対応するため、コンテンツ取引の環境を整備する。

[4. (2) (i) ②]

○クリエーターへの対価の還元を適切に行うための環境整備

情報のデジタル化によって劣化のない高品質な複製が可能となる中、ユーザーの利便性に配慮しつつ、制度面・契約面の両方の観点から検討を行い、クリエーターへの対価の還元が適切に行われるための環境を整備する。

[4. (2) (i) ③]

〈ブランド力の向上に向けた取組を促進する知財制度の構築〉

○農林水産品に対する地理的表示制度（G I）の導入

WTO（世界貿易機関）における議論の進捗状況を見極めながら、決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産品に対し地理的表示を与える制度（G I）の整備について、国内企業等の既存の取組との調整を図りつつ検討を行う。

[2. (1) (iv) ⑥、4. (4) ⑧]

○利用者の利便性を高めるための商標制度の見直し

商標制度を活用してブランド力の向上を図る事業者を含む制度利用者の利便性を高めるため、不使用商標対策の強化、著名商標の保護範囲や登録異議申立制度の見直しなど商標制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる。

[4. (4) ⑨]

○意匠の権利範囲の明確化

意匠の権利範囲（登録意匠の類似範囲や部分意匠の権利範囲）の明確化及びデザイナーの創作基盤の整備を図るため、意匠審査基準を明確化するとともに、特許庁の公知意匠資料データベースの公開促進のための方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。

[2. (1) (iii) ⑦、4. (4) ⑩]

(4) 知的財産権の安定性・予見性の確保〈Stable IP〉

ビジネスリスクの低減を図るため、知的財産権の安定性・予見性を確保するための取組を強化する。

【政策目標】

- 特許侵害訴訟において特許が無効と判断された原因について分析を行うとともに、特許庁審査の質の一層の向上や特許の有効性判断に係る紛争処理スキームの見直し等により、知的財産権の安定性・予見性を確保する。

【評価指標】

- ・特許庁の審査の質や特許権の安定性・予見性に関する利用者の満足度（アンケート調査）

【重点施策】

○無効判断の原因分析

特許侵害訴訟において特許が無効と判断された原因について分析を行う。
〔2. (1) (iii) ①〕

○特許審査結果の安定性確保に向けた方策の検討

出願公開前に審査が行われ、第三者による情報提供の機会のないまま特許権が付与される案件が増加している現状等を踏まえ、特許権の安定性を確保するため、異議申立制度の導入等による外部知見の活用も含めた方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。
〔2. (1) (iii) ③〕

○国内外の特許文献と非特許文献のシームレスな検索環境の整備

先行技術の一層容易な発見に資するため、国内外の特許文献と非特許文献（論文等）をシームレスに検索できる環境を整備する。

〔2. (1) (iii) ④〕

○特許の有効性判断に係る紛争処理スキームの見直し

特許の有効性が無効審判と特許侵害訴訟の両者によって争うことができるいわゆる「ダブルトラック」に係る問題への対応策について検討を行い、必要な措置を講ずる。
〔2. (1) (iii) ②〕

○著作権法上のいわゆる「間接侵害」の明確化（再掲）

著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関し、行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすること等について早急に検討を行い、必要な措置を講ずる。

〔4. (1) (i) ⑦〕

○意匠の権利範囲の明確化（再掲）

意匠の権利範囲（登録意匠の類似範囲や部分意匠の権利範囲）の明確化及びデザイナーの創作基盤の整備を図るため、意匠審査基準を明確化するとともに、特許庁の公知意匠資料データベースの公開促進の方策の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる。〔2. (1) (iii) ⑦〕

○審査基準策定過程の透明化

利用者、司法関係者、審査官等の間の適切な意思疎通が図られるよう審査基準の策定過程の透明化を図る。

〔2. (1) (iii) ⑥〕

(5) 利用者ニーズに対応した知財システムの構築〈User-Friendliness〉

利用者本位の知財システムの構築に向けた取組を強化する。

【政策目標】

- 知財制度の利用に関連するコストの低減やサービスの質の向上を図るため、制度利用者のニーズを的確に反映して進化し続ける持続可能な知財システムを構築する。

【評価指標】

- ・知財システム全体に関する利用者の満足度（アンケート調査）

【重点施策】

○行政サービスの質の向上に向けた取組の強化

知財システム全体に関する利用者ニーズを的確に把握した上で特許庁等における行政サービスの質の向上、業務改善等を推進する。

〔2. (1) (vi) ①〕

○著作権登録制度の運用改善

著作権登録原簿の電子化等を通じて、登録情報の公開の充実や書類交付手続の簡素化を行う。

〔2. (1) (vi) ⑪〕

○審査基準の明確化

保護対象や判断基準が内外の利用者にとって分かりやすく、かつ、予見可能なものとなるよう特許庁の審査基準を明確化する。〔2. (1) (vi) ②〕

○中小企業に対する特許手数料減免制度の見直し

中小企業に対する特許手数料減免制度について、特許特別会計の収支の状況、利用者ニーズ、他の利用者に与える影響等を踏まえつつ、資格要件の緩和、減免範囲の拡充、申請手続の簡素化等について検討を行い、必要な措置を講ずる。

〔2. (1) (vi) ③、3. (3) (ii) ①〕

○出願人のニーズに応じた審査処理スキームの構築

試行されたスーパー早期審査制度の本格導入を含め、出願人のニーズに即した審査処理スキームを構築する。

〔2. (1) (vi) ⑦〕

II. これまで講じてきた知的財産施策に対する評価の概要及び今後講すべき主な施策

本専門調査会は、今後の知的財産政策の基本方針の検討に先立ち、知的財産の創造、保護、活用、人材育成及び国民意識の向上の項目に従い体系的に整理した政策項目ごとに、知的財産戦略本部が設置された2003年度から6年間に講じてきた知的財産施策の概要と現状について、統計データとともに別冊1のとおり整理した。その上で、各政策に対して評価の視点を抽出・設定し、その視点に基づいて別冊2のとおりこれまで講じてきた施策の成果に関する評価を行うとともに、その評価を踏まえて、今後講すべき主な施策を検討した。その評価の概要と今後講すべき主な施策は以下のとおりである。

1. 知的財産の創造

(i) 大学、研究機関、企業における創造力の強化

(a) 施策に対する評価の概要

視点1：イノベーションにつながり、かつ、重要特許を獲得できるような発明の創造環境が十分整備されているか。

- 科学技術基本計画の推進、累次の研究開発税制の改正、日本版バイ・ドール条項の改正や職務発明制度の見直し等が行われ、我が国の研究開発投資は年々増加（16.8兆円（2003年度）から18.5兆円（2006年度）へ）し、我が国由来の特許登録件数も順調に伸びている。
- 一方、技術分野別の重要特許の所有状況については、我が国が欧米に優る分野もあるが、劣る分野もある。
- 重要特許を獲得できるような革新的技術を創出し、迅速に発展させ、イノベーションに結び付けていくため、総合科学技術会議が「革新的技術戦略」（2008年）を決定し、革新的技術シーズを生み出す大挑戦研究枠の設定や、社会ニーズに対応した革新的技術に係る研究開発の支援等への取組が進

められている。

- しかし、大学における重要特許の獲得へ向けた研究者の意識やオープン・イノベーションの進展に対応して企業が大学の研究能力や研究成果を活用しようとする意識、有効な研究テーマの設定に必要な論文・特許情報を体系的かつ容易に入手できる環境の整備が不十分である。
- また、ライフサイエンス分野において研究開発を促進するため、リサーチツール特許の使用の円滑化を図っていくことが求められている。

視点2：外国への特許出願、外国企業等との共同研究等、大学等の国際的展開を一層加速すべきではないか。その際、現時点で大学等に不足している機能は何か。

- 我が国の大学における外国企業等との共同研究を始めとする国際的活動は低調(大学の研究費における外国由来の研究費の占める割合は0.02%)であり、その要因は、大学の国際的な展開を行うために必要なポリシー、ルール、人的・金銭的リソース等のグローバル・サポート機能が大学の学部、知的財産本部や技術移転機関(TLO)に不足していることがある。
- また、科学技術振興機構(JST)による海外特許出願経費支援等により大学のグローバル出願率は増加したが、競争のグローバル化や外国特許の重要性の増大等急速な環境変化へ対応するには、大学が外国出願すべき特許の着実な出願のためのサポート体制は必ずしも十分でない。

視点3：産業競争力強化の観点から、職務発明制度は適切に運用され、機能しているか。

- 2005年度の特許法改正により、職務発明に係る「相当の対価」については、使用者と従業者間の自主的な取決めに委ねられることになり、産業界からは、知的財産の創造活動が活発になった要因と評価されている。
- ただし、各国間の制度の違いが海外企業等との円滑な協業・連携を阻害する懸念があるとの産業界からの指摘にかんがみ、我が国の職務発明制度と諸

外国の制度や契約慣行との関係等について、引き続き評価していくことが適当である。

（b）今後講すべき主な施策

①重要特許の獲得へ向けたインセンティブの向上

より効果的な知的財産の確保のため、競争的資金の研究課題の選定における選考基準での知的財産戦略に関する項目の導入の実態を調査し、例えば研究プロジェクトにおける知的財産管理に必要な体制が確保されていることや、研究成果に関する知的財産管理の方針（共有成果の取扱い、秘密情報の共有範囲の取扱い等）が合意されていることを選定の条件にするなど、研究プロジェクトの性格に応じて必要な改善を行う。

大学の特許及びその発明者ごとに他の特許出願明細書や拒絶理由通知書において引用された回数（特許の被引用数）を集計し、特許の質評価及び研究者評価において活用するよう促す。

②効率的な情報取得環境の整備

技術戦略マップにおいて特許情報の活用を強化する。

関係省庁が連携して、特許・論文情報を統合した検索システムを利用者ニーズに応じた形で構築する。

③ライフサイエンス分野のリサーチツール特許に係る指針の普及

2007年3月に総合科学技術会議で決定された「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」の国内関係機関への普及を図るとともに、経済協力開発機構（OECD）ガイドラインの考え方の国際的な普及を図る。

④リサーチツール特許等に係る統合データベースの充実

ライフサイエンス分野における研究開発を促進する観点から、2009年3月に運用開始予定のリサーチツール特許等に係る統合データベースにおける登録者の拡充を図り、登録情報の定期的な更新、必要な運用の改善を行う。

⑤大学の国際的な産学官連携活動体制の整備

大学における国際的な産学官連携活動に関する基本方針の策定、必要な人材の確保、諸外国の大学との情報交換会の開催等の国際的な産学連携活動に

係る体制整備を支援する。

科学技術振興機構（J S T）の特許化支援事業について、大学に出願を選別するインセンティブを働きかせつつ、外国出願すべきものを適切に支援できるよう必要な拡充を行うとともに、外国出願時に必要な実施例の追加などが効率的になされるよう改善する。

⑥職務発明制度の運用状況等の情報収集及び評価

国際競争力の強化の観点から、諸外国の職務発明に関する制度や慣行、我が国の職務発明制度の運用状況等について、継続的に情報収集及び評価を行う。

(ii) 産学官連携による知的財産の円滑な事業化

(a) 施策に対する評価の概要

視点1：知的財産の目利きと事業化を総合的にプロデュースする機能を実現する観点から大学の知的財産本部やTLOに不足しているものは何か。
その実現のため大学の知的財産本部やTLOの在り方について、統廃合を含め抜本的に見直すべきではないか。

- 大学知的財産本部整備事業や産学官連携戦略展開事業、大学技術移転協議会等における研修機会等を通じて、大学における知的財産の創出、管理、活用や、国際的な産学官連携活動の強化、産学官連携に係るルール作り等が進められてきた。
- 実施料収入は依然として米国の水準から劣るもの、我が国の大学における知的財産活動は着実に活発化（例えば、国内外特許出願件数は2462件（2003年度）から9869件（2007年度）へ）してきており、また、産学官連携の成果は多様化している。
- 他方、知的財産の目利きと事業化を総合的にプロデュースする機能を実現するに当たっては、大学の知的財産本部やTLOに期待されている、社会ニーズを踏まえた研究テーマの設定支援、有用な技術の評価・選定、特許化業務支援、企業への新しい事業コンセプトの提案等に係る機能が不足している。これは、これらの機能を実現するための人的・金銭的リソースが不足していることが理由にある。
- また、产学間の共同研究・受託研究成果の取扱いについて、安易に共有特許権とすることや不実施補償に固執することが技術の移転や成果の活用の阻害要因とならないよう、引き続き柔軟な取扱いを図っていくことが重要である。

視点2：産学官の情報共有や人材交流等が不十分ではないか。

- 産学官の情報共有は、一部大学と企業との間で締結されている研究成果の情報共有に係る取決め、個別大学や公的研究機関、国が作成するウェブサイ

トを通じた研究活動情報の発信等により行われてきた。今後は、产学官においてより早い研究段階からの情報共有を可能とするため、個別企業と大学、公的研究機関の強みをいかした研究協力取決めの締結、全大学の研究者の知的財産活動を含む研究開発活動情報をより網羅的かつ簡便に企業が入手できるシステムの構築等が期待される。

- 产学官の人材交流は、学会活動による研究者同士の情報交換や企業や公的研究機関から大学への研究者の移動により行われてきた。しかし、大学の研究者と企業の事業担当者間の情報交換の機会や大学から企業への研究者の移動は必ずしも十分でない。

視点3：大学における研究成果を大学発ベンチャーの創出につなげるとともに、成果を社会還元するための多様な支援体制、リソースが整っているか。

- 大学における知的財産の創出と技術移転の促進、エンジェル税制の拡充等大学発ベンチャーの創出へ向けた環境整備を通じて、大学発ベンチャー数は1800社程度に増加した。
- しかし、ベンチャーの特性であるダイナミズムは不足しており、その要因として経営面での人材不足や厳しい資金調達環境のほか、一部非活性な大学発ベンチャーの存続等が指摘されている。

（b）今後講すべき主な施策

①大学の知的財産本部や技術移転機関（ＴＬＯ）の統廃合・専門化

現行の大学の知的財産本部やＴＬＯに対する支援事業の実効性を評価した上で、個々の事情に応じた連携・集約や特定の技術分野・機能への専門化を促進すべく支援を行う。

また、大学内にある共同研究・企業支援施設を含めた产学官連携活動に関わる組織が全体として知的財産戦略を効率的・効果的に推進できるよう、各大学で定める中・長期的な計画に即して、柔軟に組織形態を変えていくことを促す。

②产学連携における外部機能の積極的活用の促進

JSTや新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、大学の知的財産本部やTLOに不足している機能や人材を補完するため、積極的な支援（特許相談、発明の評価、海外展開の支援等）を行う。

大学の知的財産本部やTLOにおいて不足している機能を補完するため、JSTやNEDOのリソースを活用するほか、大学の特許権が濫用されるとのないよう対策を施した上で、その他の外部リソースを活用することも奨励する。

③大学と企業との情報共有等に係る環境整備

产学の研究開発活動や知的財産活動を網羅的に検索できるシステムを、产学のニーズを反映しつつ構築する。

企業との情報交換を円滑に行うため、大学の守秘体制の整備、产学相互の研究者に対する研修を含めた大学・企業間の人材交流、学会等における企業・大学の研究者間のネットワーキングを促進する。

企業が大学の知的財産の価値を最大化して活用し、研究成果が広く社会に提供されるよう、大学は、研究成果の実用化・事業化へ向けた展開に当たって特許出願前から企業の協力を得ることを奨励するとともに、共同研究、受託研究については、企業が大学の教育、研究面での役割を尊重し、大学が論文発表等に関して企業の意向にも配慮すべきであることを周知する。

④大学発ベンチャーの活性化

施設利用に関する優遇措置を含む各種のベンチャー支援について、インキュベーション・センターの適切な運用等により、休眠状態のベンチャーから有望なベンチャーや新しいベンチャーへ人的・金銭的リソースが円滑に再配分されるよう、適切なインセンティブスキームを構築する。

2. 知的財産の保護

(1) 知的財産の適切な保護

(i) 国際知財システムの構築に向けた取組の強化

(a) 施策に対する評価の概要

視点1：世界特許システムの構築に向けた取組を一層強化すべきではないか。

- 企業活動のグローバル化が進展する中、世界各国において発明を低コストでかつ迅速に保護・活用するため、世界特許システムの構築がますます重要なっている。
- これまで、実体特許法条約の議論、日米欧三極特許庁を中心とした国際的な審査実務のワークシェアリング、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願制度の改善などに取り組み、特許審査ハイウェイ（PPH）の開始（これまでの全利用件数は約1600件）、日米欧三極特許庁間での共通出願様式の合意等の一定の成果を上げてきた。
- しかしながら、総じて、世界特許システムの実現に向けた道のりは緒についた段階であり、以下に例示するとおり、今後取り組むべき課題が多い。
 - ・ 特許審査ハイウェイ（PPH）については、取組が本格化しつつあるところ、今後、更なる対象国の拡大、運用面での利便性の向上が必要である。
 - ・ ワークシェアリングの実効性を上げるために必要な審査基準及び審査判断の質の調和については、議論が始まった段階。
 - ・ 実体特許法条約については、究極的には世界特許システムの構築の上で必要不可欠な要素であるが、グレースピリオドの取扱い等をめぐり、米欧間の交渉が難航。
 - ・ 世界特許システムを支えるインフラである電子出願書類処理システムは未だ整備されていない。

視点2：アジアにおける知財制度の整備、権利取得に向けた支援策の拡充が必要ではないか。

- アジア地域の知財制度・運用の改善については、経済連携協定（EPA）への知財関連条項の盛り込み、人材育成（1996年度～2007年度で延べ2830名の研修生受入れ）や各国知財庁の情報システム構築への支援等を行ってきた。
- しかしながら、アジア地域における出願数が増加の一途にある中、我が国企業が当該地域において円滑な知財活動を行うに当たって支障のない程度まで知財制度やその運用体制が整備されているとはいえない状況である。
- また、経済発展が著しく、かつ、我が国企業が進出を予定している国・地域が存在するにもかかわらず、例えばロシアへの我が国からの出願数は米国からの出願数の約1／3というように、これらの国・地域に対する我が国事業者の海外出願戦略が欠けており、我が国からの知財制度等の整備に向けた支援もあまり行われていない。

（b）今後講すべき主な施策

【世界特許システムの構築に向けた取組の強化】

①特許審査ハイウェイの対象国拡大と運用改善

特許審査ハイウェイ（PPH）について、欧州特許庁を始めとする他の国・地域も対象に加えるなど、対象国を拡大するとともに、複数国間でPPHに関する手続の共通化を図りつつ、参加国間のネットワークの形成を促す。また、出願人からのPPHに関する改善要望に応じて、相手国との協議等を通じて、必要な措置を講ずる。

②ワークシェアリングの実効性を向上させるための審査基準・審査判断の調和

ワークシェアリングの実効性の向上を図るため、日米欧三極特許庁間で設置された「ワークシェアリングの強化発展作業部会」を活用し、審査基準、審査の質の調和に取り組む。

③海外先行技術文献の検索環境の整備

英語圏の先行技術文献だけでなく、韓国、中国の先行技術文献をも国内先行技術文献と同時に検索できる環境の整備に向けた取組を推進するとともに、日米欧三極特許庁間でのワークシェアリングのための適切な先行技術文献検

索環境の整備に向けた議論を進展させる。

④制度調和に向けた議論の促進

米国が先願主義への移行に柔軟な姿勢を見せている機会をとらえ、米国の先願主義への移行の動きを後押しするとともに、欧州にグレースピリオドの扱い等に関して柔軟性を示すよう働き掛けを行うなど、我が国が議論をリード・加速する。

⑤国際的な特許の電子出願書類処理システムの改善の推進

PCTに基づく国際出願の利便性の向上や国際出願手数料の引下げを図るため、PCTに基づく国際出願に係る事務処理システムの改善（補正手続の電子化等）を我が国が主導して推進する。また、PCTに基づく国際出願に関する利便性の向上を図るため、PCTを管轄するWIPOに対する我が国の関与を強化する。

⑥ハイレベルな知的財産外交の推進

国際的な制度調和や審査業務のワークシェアリングの拡大に向け、ハイレベルな知的財産外交を積極的に展開する。

【アジア地域等における知財制度整備】

⑦アジア諸国に対する知財人材育成等に関する支援の推進

相手国のニーズや環境整備の状況等を踏まえつつ、アジア地域における人材育成、審査協力、情報化システム等に関する支援を引き続き実施する。

⑧海外の知財関連情報の提供強化

我が国企業等の海外での特許出願を促進するため、我が国産業界の具体的ニーズ等を踏まえつつ、アジア諸国や経済発展が著しい国（インド、ブラジル、ロシア等）の知財関連情報の提供を行う。

⑨経済成長の著しい国に対する支援の拡大

我が国産業界の出願動向等を踏まえつつ、経済発展が著しい国（インド、ブラジル、ロシア等）に対する知財制度や運用体制の整備に向けた支援を拡大する。

(ii) 知的財産の権利付与の迅速化

(a) 施策に対する評価の概要

視点 1 : 審査請求、審査件数の現状を踏まえ、今後の特許審査の迅速化にいかに取り組むべきか。

- 特許審査の迅速化は、重複研究の排除、技術開発競争の活性化等を通じ我が国企業の国際競争力の向上を図る上で重要である。また、我が国の審査結果を早期に発信することにより、国際的なワークシェリングの推進に対する我が国の貢献を示すことができ、我が国出願人にとっても海外での円滑な権利取得につながることが期待できる。
- 2013年に特許審査待ち期間を11か月に短縮するという長期目標(2004年度に設定)の達成に向け、490名の任期付き審査官の採用、先行技術調査の外注拡大だけでなく、出願人における無駄な出願・審査請求の削減など、官民挙げての総合的取組を推進してきた。
- その結果、審査請求期間の短縮(7年から3年へ変更)により審査請求件数が高水準で推移する中においても、これまで短期的目標を着実に達成し、2007年度は審査待ち期間を28.3か月にとどめた。また、本年度から審査請求件数を一次審査件数が上回る見込みである。
- 今後とも上記長期目標の達成に向け取り組むことが必要である。

視点 2 : 植物品種登録出願件数の増加が見込まれる中、今後の植物品種登録出願の審査の迅速化にいかに取り組むべきか。

- 平均審査期間を短縮するため、審査官の増員、品種登録迅速化総合電子システムの導入などを実施してきた。
- 植物品種登録制度に関しては、2005年度には3.2年であった審査期間を2007年度には2.9年にまで短縮し、本年度には2.5年にするという目標達成が見込まれる。

- 2010年度までに出願件数が2000件まで増加することが見込まれるところ、平均審査期間を2.5年に維持することが必要である。

(b) 今後講すべき主な施策

【特許審査処理の迅速化】

①特許審査体制の強化

審査待ち期間の短縮に向けて、必要な審査官を十分に確保するとともに、専門補助職員（先行技術調査等を行う補助職員）の採用の拡大など、審査官が最大限の能力を発揮できる環境を整備する。

②出願・審査請求構造改革を促進するための環境の整備

無駄のない戦略的な権利取得を促進するため、特許電子図書館（IPDL）の検索機能の向上や審査官と同じ検索端末の提供の拡大を通じた、質の高い先行技術調査を可能とする環境の向上、及び特許戦略ポータルサイト（自社の出願件数や審査結果等に関する「自己分析データ」が入手可能）の充実に取り組む。審査請求後の出願取下げの検討を促す観点から、「特許審査着手見通しリスト」に他国特許庁の審査結果に関する情報及び第三者による情報提供（刊行物等提出書による先行技術文献の情報提供等）の有無に関する情報を付加するなど、「特許審査着手見通しリスト」の更なる有効活用策を検討し、措置を講ずる。

③審査請求料返還制度の再検討

出願人による出願取下げを促進するため、一次審査前の出願取下げに対して審査請求料を半額返還するという現行制度について、拙速な返還額の増加による出願人のモラルハザード（例えば、恒常的に全額返還を行う制度とした場合、ひとまず審査請求し、後で取下げればよいとの動機付けとなるおそれがある）の問題に留意しつつ、返還額の設定の在り方について再検討を行い、必要な措置を講ずる。

④特許審査のワークシェアリング効果の最大化

他の審査結果の利用により、審査の迅速化を図るため、特許審査ハイウェイの対象国の拡大及びネットワーク化に向けた国際議論をリードし、ワークシェアリング効果の最大化に向けた国際協力体制の構築を推進する。

【植物品種登録出願の審査期間の維持】

⑤植物品種登録に係る審査の効率化

審査の効率化を図るため、登録品種の画像データベースの構築を始めとした審査登録業務迅速化のための総合電子システムの整備、審査官の計画的確保・養成、海外審査機関との審査協力の拡大等を推進する。

(iii) 知的財産の安定性・予見性の向上

(a) 施策に対する評価の概要

視点：知財高裁を始めとした紛争処理手続は、知的財産の安定性・予見性の向上の観点から見て、適切に機能しているか。

- 紛争処理手続において的確な処理がなされることにより、知的財産の安定性・予見性が確保され、知的財産を活用した研究開発活動及び事業活動が可能となる。
- これまで、知財高裁の設置、特許等の訴訟に関する第一審の専属管轄化、裁判官を技術的側面から補佐する専門委員制度の導入、侵害訴訟と特許庁の無効審判との連携強化等を実施してきた。
- これらの一連の施策の結果、裁判所における平均審理期間が短縮されるとともに、権利の予測可能性についても「高まった」との一定の評価がある。
- 技術的専門性の高い事件の的確な処理は不断の努力が求められる課題であり、長期的視点に立って裁判官の育成を図る一方で、専門委員制度等の効果的活用が必要である。
- また、特許庁の無効審判と侵害訴訟の両方において特許の有効性を争うことができるいわゆる「ダブルトラック」が権利の安定性を損ねているとの指摘がある。
- さらに、裁判所の判決において特許権が無効とされる事件の占める割合が増えているが、無効とされた原因について分析を行うとともに、ビジネスリスクの低減を図るために、特許庁における審査の質を確保するための取組の強化が必要である。
- なお、意匠権は、権利範囲が不明確であるため、いわゆるデッドコピー（形態をそのまま模倣した物品）しか排除できないとの指摘がある。

(b) 今後講すべき主な施策

①無効判断の要因分析

特許権侵害訴訟において特許が無効とされる事案を調査して、特許権が無効になる原因の分析を行う。

②特許の有効性判断に係る紛争処理スキームの見直し

特許の有効性が無効審判と特許侵害訴訟における無効抗弁の両方において争うことができるといふいわゆる「ダブルトラック」の問題への対応策について検討を行い、必要な措置を講ずる。

③特許審査結果の安定性確保に向けた方策の検討

出願公開前に審査が行われ、第三者による情報提供の機会のないまま特許権が付与される案件が増加している現状を踏まえ、特許権の安定性を確保するため、異議申立制度の導入等による外部知見の活用も含めた方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。

④国内外の特許文献と非特許文献のシームレス検索環境の整備

2014年稼働予定の特許庁の新検索システムにおいて、先行技術の一層容易な発見に資する国内外の特許文献と非特許文献（論文等）のシームレスな検索を実現するために、文献情報の収集・蓄積、検索ツールの検討・開発など、必要な取組を着実に進める。

⑤国際標準に関する技術情報を審査資料として容易に利用できる環境の整備

標準策定過程における国際標準案や策定後の国際標準などの技術情報を積極的に収集するなど、国際標準に関する公開された技術情報を審査資料として容易に利用できる環境の整備について検討を行い、検討の結果に応じて必要な措置を講ずる。

⑥特許審査基準の策定過程の透明化を通じた判断の調和

司法関係者、弁理士、法学者、産業界等から構成される「審査基準専門委員会」による定期的かつ透明性の高い審査基準の策定メカニズムを早期に定着させ、審査、審判、裁判における判断の調和に資するべく、このメカニズムを活用し、審査基準及び制度運用について不斷に点検し、必要な見直しを行う。特に、産業から関心の高い進歩性の判断基準から、早期に点検を行う。

⑦意匠の権利範囲の明確化

意匠の権利範囲（登録意匠の類似範囲や部分意匠の権利範囲）の明確化及びデザイナーの創作活動の基盤整備を図るため、意匠審査基準を明確化とともに、特許庁の公知意匠資料データベースの公開促進の方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。

(iv) 新技術等の知的財産の適切な保護

(a) 施策に対する評価の概要

視点：新技術の出現やビジネス環境の変化等に的確に対応して、保護の対象、期間などの見直しは適切に行われているか。

- 医療分野における特許保護範囲の拡大、実用新案制度の改革、地域団体商標の導入など、知財制度及びその運用については、これまでも随時見直しを行ってきた。
- 特許制度については、保護対象、保護期間以外にも、適切な権利行使の在り方、実施許諾の意思の登録制度、紛争処理スキームの見直しなど、イノベーション促進の観点からの検討が求められている。
- また、商標制度については、使用されていない商標権が新たな商標選択の幅を狭めているとの問題もある。
- 今後とも、透明性の確保に留意しつつ、技術革新や市場変化の動向、国際動向等に迅速かつ適切に対応し、保護期間等について不断の点検・見直しを行っていくことが必要である。

(b) 今後講すべき主な施策

①特許制度の在り方の総合的見直し

特許制度の在り方について、イノベーション促進の観点から総合的に検討を行い、結論を得る。

②先端医療分野の特許保護の在り方の見直し

先端医療特許検討委員会における検討結果を踏まえ、先端医療分野における特許保護について適切な措置を講ずる。

④新しいタイプの商標の導入の検討

商標制度の国際的な制度調和等の観点から、現行商標法で保護の対象とされていないホログラム、動き、音等を保護対象とすることについて、検討を

行い、必要な措置を講ずる。

⑤不使用商標対策の強化

使用されていない商標権が新たな商標選択の幅を狭め、新商品・新サービスの事業展開の制約要因となっていることにかんがみ、不使用商標の削減や商標の円滑な取得の方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。

また、倒産した企業等が名目上の権利者となっている不使用商標により後願の商標出願が拒絶される問題に関し、不使用取消審判以外の方策も必要との指摘もあることにもかんがみ、その対応策について検討を行い、必要な措置を講ずる。

⑥農林水産品に対する地理的表示制度（G I）の導入

WTO（世界貿易機関）における議論の進捗状況を見極めながら、決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産品に対し地理的表示を与える制度（G I）の整備について、国内企業等の既存の取組との調整を図りつつ検討を行う。

⑦定期的かつ透明性の高い点検・改正メカニズムの定着

特許、商標及び意匠の各制度に係る審査基準の策定に関する透明性の高い検討の場の設置し、そのメカニズムを早期に定着させ、これを活用しつつ、審査基準及び制度運用について不斷に点検し、必要に応じて見直しを行う。

(v) ノウハウ等の適切な管理（意図せざる技術流出の防止）

(a) 施策に対する評価の概要

視点1：ノウハウ等の情報を所有する側の情報管理に対するマインド及び体制の水準は十分か。

- 他社の独自開発が困難な技術や特許権の侵害発見が困難な技術については、特許出願公開により誰もが知り得る状態とするよりも、営業秘密として秘匿した方が好ましい場合がある。ノウハウを営業秘密として適切に管理することができれば、出願せずとも、そのノウハウを競争力の源泉として活用することができる。
- これまで、多数のガイドライン等の作成・普及により、ノウハウ等の情報を所有する者のマインドの向上に努めてきており、大企業や金型産業など一部の業界においては一定の成果が上がっている。
- しかしながら、全体として見た場合には、大学、中小企業等におけるノウハウや技術情報の管理に対するマインドや情報管理体制については改善の余地がある。

視点2：不正競争防止法に基づく意図せざる技術流出防止のための規制は、実効的に機能しているか。

- これまで、営業秘密の侵害に対する刑事罰の導入、その罰則の段階的引き上げなど、数次にわたる不正競争防止法の改正により、技術流出防止のための規制強化を図ってきた。
- 他方、グローバル化・情報化の進展に伴う技術流出リスクの増大に対応する上では、現行の制度は、営業秘密侵害罪を営業秘密の使用・開示行為に限定するなど、抑止力としては必ずしも十分でないとの指摘がある。
- オープン・イノベーションの進展に伴い技術・ノウハウ管理の重要性が一層高まっていることや諸外国の制度・運用状況等にかんがみ、秘密管理された技術情報等の保護に係る実効的な法的制度を整備することは喫緊の課題

である。

視点3：海外への意図せざる技術情報流出防止に対して、十分な措置が講じられているか。

- 営業秘密の国外での使用・開示行為を刑事罰対象化し、また、各種ガイドライン等においても海外への技術流出にも配慮してきた。
- 経済のグローバル化が進む中、我が国企業も海外への技術流出リスクが大きな問題として意識されつつあり、海外への技術情報流出防止のための取組の強化が必要である。

(b) 今後講すべき主な施策

①中小企業等に対するノウハウ管理マインドの向上

特許情報活用支援アドバイザー等が企業等とコンタクトする機会を最大限に活用し、ノウハウ管理に対するマインドが不足している中小企業等に対して、情報管理体制の重要性について普及啓発を行う。

②業種、規模別のガイドラインの作成

業種、企業規模別の技術情報流出防止、ノウハウ管理に関するガイドラインを作成する。

③営業秘密侵害の抑止力を高めるための法制度の整備

秘密管理された技術情報等を保護するための実効的な法制度を整備するため、営業秘密侵害罪による処罰の対象を拡大するとともに、裁判の公開の要請に十分配慮し、被告人の防御権の行使に対する制約のおそれや円滑な訴訟手続の確保に留意しつつ、その刑事訴訟手続において営業秘密の内容を保護するための法的措置の在り方について検討し、必要な措置を講ずる

④海外アウトソーシングにおける技術流出防止等のためのガイドラインの策定

企業のグローバル展開に伴って増大する技術流出リスクに対して、企業が適切な対策を行えるよう、海外アウトソーシング時の技術流出等のリスクに関する管理手法について検討し、必要なガイドライン等を整備する。

⑤諸外国における先使用権制度に関する情報提供

我が国の先使用権制度と異なる中国等諸外国における制度の下で我が国企業が安定的な事業活動を行えるよう、諸外国における先使用権の立証制度及びその使用方法に関する情報を我が国企業に適切に提供する。

(vi) 利用者ニーズに応じて進化する知財システムの構築

(a) 施策に対する評価の概要

視点：知的財産制度に係る運用や手続は、ユーザー側のニーズを踏まえた、十分に利便性の高いものとなっているか。

- これまでも、様々なレベルにおける意見交換を通じ利用者からのニーズを把握した上で、特許電子図書館（IPDL）の機能向上、特許審査の改善（早期審査の要件緩和、スーパー早期審査の試行）など、国内の知財制度の運用に係る行政サービスの質の向上を図ってきた。
- しかしながら、事業活動のグローバル化や情報化が進展し、かつ、権利取得段階から紛争・訴訟段階に至るまでの知財システム全体の高コスト構造が問題視される中、利用者のニーズは国内の制度運用にとどまらず、知財制度の国際調和、諸外国の知財制度の整備、権利の安定性の確保、海外における弁理士の活動、翻訳費用等を含む知財システム全体に関わるものに広がっている。

(b) 今後講ずべき主な施策

①行政サービスの改善・質の向上に向けた取組の強化

知的財産システム全体に係る利用者ニーズを的確に把握した上で、各種行政サービスの質の向上、業務改善等を推進する。

②審査基準の明確化

保護対象や判断基準が内外の利用者にとってわかりやすく、かつ、予見可能なものとなるよう特許庁の審査基準を明確化する。

③中小企業に対する特許手数料減免制度の見直し

中小企業に対する特許手数料減免制度について、特許特別会計の収支の状況、利用者ニーズ、他の利用者に与える影響等を踏まえつつ、中小企業に対する資格要件の緩和や減免範囲の拡充などの必要性について検討を行い、必要な措置を講ずる。あわせて、減免申請手続に関して利用者が面倒であると感じる点を分析し、その結果を踏まえて、例えば、申請書類の簡素化、事前

審査を省略し虚偽申請が事後的に発覚した場合に制裁を課す制度の導入など、申請手続の更なる簡便化について検討を行い、必要な措置を講ずる。

④特許電子図書館（I P D L）の情報提供サービスの向上

改善要望が多く寄せられる I P D L の機能強化について検討し、必要な措置を講ずる。

⑤効率的な情報取得環境の整備（再掲）

技術戦略マップにおいて特許情報の活用を強化する。

関係省庁が連携して、特許・論文情報を統合した検索システムを利用者ニーズに応じた形で構築する。

⑥特許審査ハイウェイの対象国拡大と運用改善（再掲）

特許審査ハイウェイ（P P H）について、欧州特許庁を始めとする他の国・地域の特許庁も対象に加えるなど、対象国を拡大するとともに、複数国間で P P H に関する手続の共通化を図りつつ、参加国間のネットワークの形成を促す。また、出願人からの P P H に関する改善要望に応じて、相手国との協議等を通じて、必要な措置を講ずる。

⑦出願人のニーズに応じた審査処理スキームの構築

試行されたスーパー早期審査制度の本格導入を含め、出願人のニーズに即した審査処理スキームを構築する。

⑧国際的な特許の電子出願書類処理システムの改善の推進（再掲）

P C T に基づく国際出願の利便性の向上や国際出願手数料の引下げを図るため、P C T に基づく国際出願に係る事務処理システムの改善（補正手続の電子化等）を我が国が主導して推進する。また、P C T に基づく国際出願に関する利便性の向上を図るため、P C T を所管する W I P O に対する我が国の関与を強化する。

⑨弁理士のサービスの質の向上

外国の制度に精通し、外国語が堪能な国際化に対応できる弁理士、知財戦略策定等を含めた総合アドバイザ型の弁理士など、高い資質を備えた弁理士の育成を促す。

⑩自動翻訳技術の利用の推進

海外出願の際の明細書翻訳費の削減に向けた、日本語からの自動翻訳の精度を向上させる文章の明晰化や、海外特許情報を利用し易い環境を整備する観点から、中国、韓国との特許情報を含め、海外特許情報を日本語に自動翻訳し提供するサービスの充実を推進する。

⑪著作権登録制度の運用改善

著作権登録原簿の電子化等を通じて、登録情報の公開の充実や書類交付手続きの簡素化を行う。

（2）模倣品・海賊版対策の強化

（i）外国における対策

（a）施策に対する評価の概要

視点1：侵害発生国・地域に対する制度改善や取締り強化に係る働き掛け等の二国間協議による取組は十分か。

- 中国等の侵害発生国・地域に対しては、官民合同ミッション、ハイレベル二国間協議、当局間の協議、侵害状況調査制度、二国間・複数国間協定の交渉等を通じた働き掛けを行ってきた。また、関係省庁が一体となってアジア諸国等における知的財産人材の育成等能力構築への支援を実施してきた。
- これらの取組のほか、その基盤整備として、現地における在外公館等の支援機能を強化するとともに、我が国企業の被害実態調査を継続的に実施してきた。
- しかしながら、日本企業の模倣被害率は25%前後で高止まっており、「海外での模倣被害が増加傾向」、「中国において模倣被害を受けた」とする我が国企業は依然として多い。また、模倣品・海賊版の製造・流通の手口は巧妙化している。

視点2：多国間協議における取組は十分か。

- 我が国は、G8、WTO、APEC等の多国間協議において、国際的なルール策定、侵害発生国・地域の監視等の面で積極的に関与してきた。
- また、模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA、仮称）については、2005年のG8サミットにてその必要性を提唱し、その後、知的財産権の保護に关心の高い国々とともにACTAの実現に向けて積極的に議論を推進してきた。
- 今後も引き続き、ACTAの早期実現を目指して議論をリードするとともに、G8、WTO、APECその他多国間協議の場においても、模倣品・海

賊版対策の更なる推進に向けて、積極的に取り組むことが必要である。

（b）今後講すべき主な施策

①侵害発生国・地域への働き掛けの更なる強化

官民合同ミッションと政府間協議との間の更なる連携等により、侵害発生国・地域への働き掛けを更に強化する。

②現地における支援機能強化

現地における在外公館、JETRO、日本企業の連携を強化する。

③侵害状況調査制度の見直し

侵害状況調査制度の利用頻度が低調な要因や同制度のあり方について検討し、必要に応じて同制度の見直しを行う。

④被害実態調査の充実

主要な侵害発生国・地域における日本企業の被害総額等につき、一定の経年比較が可能となる調査を実施する。

⑤ACTAの早期実現に向けた議論のリード

ACTAの早期実現及び妥結後の参加国の拡大等において、多国間協議をリードする。

(ii) 国内における対策

(a) 施策に対する評価の概要

視点 1 : 水際取締りは十分な効果を上げているか。

- これまで、輸入差止申立制度の対象権利の拡大、輸出・通過に対する取締制度の導入、意見照会制度の導入、個人輸入を仮装した輸入取締りのための規定整備等、水際取締りのための包括的な制度を整備してきた。また、人的体制を拡充させ、手続の簡素化も図ってきた。
- これらの取組の結果、知的財産権侵害物品の輸入差止件数は年々増加し、2007年には過去5年間で3倍以上の伸びとなっている。その一方で、侵害品輸入の小口化傾向が年々顕著になっている上、模倣品の流通手口の巧妙化・複雑化が指摘されている。
- 巧妙化・複雑化する模倣品・海賊版の輸出入に対応するため、税関職員の専門性の向上、情報の収集・蓄積・共有等により、効果的な取締りを推進する必要がある。

視点 2 : 国内での取締りは十分な効果を上げているか。

- これまで、主な知的財産権の侵害に対する刑事罰の導入又は強化、専門職員の設置等により取締り体制を強化してきた。
- 2007年には映画盗撮防止法が施行され、映画の海賊版の流通に対する一定の抑止効果が見られる。
- 知的財産侵害事犯の検挙実績は年々増加し、2006年には過去5年間で倍増するに至った。一方、近年では検挙実績・検挙人員とも緩やかな減少傾向にある。
- 今後とも、模倣品・海賊版の流通動向等を踏まえ、警察職員の捜査能力の全国的な向上や取締りの一層の強化が必要である。

視点3：国民への啓発活動は十分であるか。

- 模倣品・海賊版の氾濫を防ぐためには、その製造・流通の防止だけではなく、消費者である国民の意識の向上も図るべく総合的な方策を講ずる必要がある。
- 国民の模倣品・海賊版問題に関する理解を深めるため、2003年から毎年、関係省庁が一体となって「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施してきたほか、教育・研修活動、ホームページ上での情報提供など様々な取組によって国民への啓発活動を行ってきた。
- しかしながら、2008年の内閣府の特別世論調査によると、未だ国民の50%以上の者が模倣品・海賊版の購入を容認している状況であり、模倣品・海賊版を購入しないことについて国民の十分な理解は得られていない。
- 一方、実際に対策を行う企業に関しては、特許庁の模倣被害調査によると、企業における模倣被害対策の実施率は減少傾向にあり、依然として一部の企業においては、模倣品・海賊版対策の重要性についての認識が不足している。

視点4：模倣品・海賊版対策における連携体制は十分であるか。

- 模倣品・海賊版対策を効率的に推進するためには、関係省庁や民間団体が一体となって取り組むことが必要であり、これまで様々な取組を行ってきた。
- 具体的には、一元的な相談窓口として「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を設置するとともに、「模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議」を内閣官房に設置し、関係省庁の連携を強化してきた。また、官民の取組としては、中国等に対する官民合同ミッション派遣など民間団体とも連携を深め、一定の成果を上げている。

(b) 今後講すべき主な施策

①差止申立制度の利用の促進

差止申立制度の利用を促進するため、権利者向けパンフレットの作成・配付や業界団体への説明等を通じ制度の周知を図る。

②税関職員の専門性の向上

巧妙化・複雑化する模倣品・海賊版の輸出入に対応するため、税関職員への研修を充実させる。

③外国税関との連携・協力の促進

外国の税関当局との連携・協力を促進し、情報に基づいた効果的な知的財産侵害物品の取締りや能力構築支援を実施するとともに、知的財産侵害物品の輸出国に対し知的財産侵害物品を輸出の段階で取り締まるよう求める。

④警察職員の捜査能力の全国的な向上

模倣品・海賊版の流通動向等を踏まえ、商標権侵害品真贋予備鑑定捜査員制度等既存の制度の効果的な活用も含めて、警察職員の捜査能力を高めるための全国的な取組を実施する。

⑤国民への啓発活動のアクションプランの策定

模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議等において、関係省庁が連携して効率的な啓発活動を実施するためのアクションプランを策定する。

⑥国民の意識調査の実施

国民の模倣品・海賊版問題に関する意識を向上させる施策を効果的に実施するため、国民、特に若年層の意識を調査する。

⑦若年層に対する模倣品・海賊版問題に関する啓発活動の強化

小中学生に対する模倣品・海賊版問題に関する教育活動や若者に対する啓発キャンペーンの取組を官民連携して実施する。

⑧地域における連携体制の強化

地域知的財産戦略本部において、警察や税関等の関係機関との連携を深めるなどし、地域における連携体制を強化する。

(iii) インターネットにおける対策

(a) 施策に対する評価の概要

視点：インターネット上の模倣品・海賊版対策は十分であるか。

- インターネット上の模倣品・海賊版対策は、民間による自主的なガイドラインの策定や警察による取締りの強化など官民連携した様々な取組により、一定の成果を上げている。
- 特に、国内のインターネットオークションにおける対策については、オークション事業者と権利者が協力して対策を行っており、大手オークションサイトにおける模倣品・海賊版の出品率は、以前相当程度だったものがわずか1%程度に減少する等大きな成果を上げている。
- しかしながら、ブロードバンド環境の整備やインターネットの発達に伴い、新たに動画共有サイトやファイル共有ソフトを通じた海賊版の氾濫が大きな問題となっている。この問題は、個人によって容易に海賊版が作成・配信されるなど、従来のパッケージメディアを前提とした模倣品・海賊版とは質が異なっており、新たな対策が必要である。

(b) 今後講ずべき主な施策

①インターネット上の模倣品・海賊版の取締りの強化

模倣品・海賊版等のサイバー犯罪に対し、取締り体制の強化、情報収集・分析機能の強化、捜査に携わる警察職員の技能水準の向上、権利者等との連携強化等によって、その取締りを強化する。

②外国政府に対する働き掛けの強化

インターネット上の模倣品・海賊版による侵害が発生している国に対し、二国間協議や官民合同ミッション等を通じて、取締りの強化、国民に対する啓発活動の実施や権利執行手続の簡素化等について、制度面・運用面での改善を要請する。

③インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の強化

官民連携してインターネット上の著作権侵害コンテンツに関する実態調査を行うとともに、被害実態等を踏まえ、コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方やプロバイダの責任の在り方等について検討を行い、必要な措置を講ずる。

④ファイル共有ソフトにおける著作権侵害コンテンツ対策の支援

ファイル共有ソフトを用いて著作権侵害コンテンツを送信する者に対し、警告メールを送付するなどプロバイダと権利者団体が連携した取組を支援する。

⑤私的複製の許容範囲の見直し

違法配信又は違法複製されたコンテンツからの私的複製の許容範囲を見直す。

⑥フィルタリングソフト等の技術開発や活用の促進

インターネット上の模倣品・海賊版を円滑に削除ができるよう、それらを迅速かつ効率的に検出するフィルタリングソフト等の技術開発やその活用を促進する。

3. 知的財産の活用

(1) 知的財産の戦略的活用

(i) 企業の知財戦略の高度化

(a) 施策に対する評価の概要

視点：企業における知財戦略の浸透は十分か。

- 企業活動のグローバル化やオープン・イノベーションが進展する中、企業の知財戦略の高度化が必要である。ここ数年の間、一部の企業において最高知財責任者（C I P O）や知財担当役員等の設置による事業戦略、研究開発戦略、知財戦略の三位一体の経営戦略の実践や知財報告書等の作成・公表等が行われている。また、政府の取組として、企業の知財戦略の策定と実施に資するよう「知財戦略事例集」や「知的資産経営マニュアル」等を公表してきた。企業における知財戦略の高度化に向けた取組は徐々に進んできたが、全体として未だ十分ではない。また、意匠や商標を活用したブランド戦略等の取組強化が重要である。
- 一方、企業が保有する未利用特許の割合は年50%付近で推移している。未利用特許の中には、防衛目的や将来の事業化に備えて保有している特許以外にも、自社ではなく他社にとって利用価値がある特許等が埋もれていると推測される。

(b) 今後講ずべき主な施策

①企業の知財管理の徹底

重複出願を省き、特段の目的も持たずに保有している未利用特許や不使用商標の割合を減少させ、海外への事業展開を見据えて積極的に外国出願を行う社内環境整備を促進する。

②企業の知財戦略の高度化

各企業の競争環境等に応じて知的財産に関するオープンな戦略（例えば、国際標準化戦略）とクローズドな戦略を適切に組み合わせて高度な知財戦略

の構築や事業戦略との連携・融合化を促進するため、企業におけるC I P O・知財担当役員の設置を奨励する。

また、優れたデザイン（意匠）がイノベーションの促進や企業ブランドの強化に寄与することにかんがみ、企業における有効な意匠権の取得、活用等の取組強化を奨励する。さらに、自社ビジネスの優位性確保を図るため、特許制度、意匠制度、商標制度の戦略的な組合せ利用を行う等、知財戦略の高度化を奨励する。

③企業における知財関連情報の開示の促進

知財報告書、知的資産経営報告書、知財関連情報を含むアニュアルレポート（年次報告書）等を積極的に作成・公表することにより、自社の知的財産の強みを社内外に認識させ企業価値の向上を図るとともに、株主・投資家、顧客、金融機関等に対する必要な知財関連情報の開示の在り方について検討を行い、その明確化を図る。

④C I P O・知財担当役員の意識向上

C I P O・知財担当役員の主導の下、知財戦略策定部署と事業戦略策定部署との連携など、企業における知財戦略の高度化を推奨する。また、知的財産を巡る環境変化に対応するため、経営層に対する知財研修の充実等を推奨する。

(ii) 知的財産を活用した事業活動のための環境整備

(a) 施策に対する評価の概要

視点1：オープン・イノベーションに対応した基盤整備の状況は十分か。

- グローバルな経営活動の下、国境を越えたオープン・イノベーションが進展しており、知的財産の流動性が高まっている。
- これまで、工業所有権情報・研修館（I N P I T）や科学技術振興機構（J S T）等の技術移転・特許流通データベースの充実により技術移転・特許流通の促進を図っており、I N P I Tが実施する特許流通アドバイザー派遣事業では、2008年3月までに1万件以上のライセンス許諾等の契約が結ばれた。また、ライセンシー保護の強化のため、包括的ライセンス契約に係る通常実施権の登録制度の導入や通常実施権等に係る登録事項の開示の一部制限などが行われており、一定の成果が上がっている。
- しかしながら、企業の倒産やM&Aによる特許流通の増加等に伴って、ライセンシー保護の更なる強化の要望がなされるとともに、特許原簿・商標原簿上の権利者にコンタクトできない場合がある等の問題が指摘されている。また、特許の共有制度がライセンス活動の円滑化に悪影響を与えていたとの指摘、実施許諾の意思の登録制度（ライセンス・オブ・ライト）の導入に関する要望などがなされている。
- また、各企業、業種、大学等に分散して存在する知的財産を組み合わせて活用し、新たな経済価値を生み出すための取組が十分ではない。

視点2：知財ファイナンスの強化は十分か。

- 知的財産権を受託可能財産として追加する信託業法の改正がなされ、知財信託制度のメリットや事例、グループ企業内信託の申請書類のサンプル等を公表するなどにより、知財信託の活用促進を図ってきた。また、政策投資銀行が中心となって知財担保融資の実績が積み上がってきた。
- 中小・ベンチャー企業の資金調達の手段の一つとして、知的財産を活用し

た融資や知財信託への期待は高く、今後も引き続き、これらの成功事例や知的財産の価値評価実務の実績を積み上げていく必要がある。

(b) 今後講すべき主な施策

①未登録の通常実施権の保護制度（当然保護制度）の検討

特許法改正後の通常実施権登録制度の運用状況、諸外国の制度運用の動向、知的財産権取引に係る契約実務の動向、産業界のニーズ等を踏まえ、未登録の通常実施権に係るライセンシー保護制度の導入の可否について検討を行い、結論を得る。

②M&Aや企業の倒産に伴う知財上の問題への対応

M&Aや企業の倒産における知財上の問題について、M&Aや倒産の際の知的財産の取扱いに関する留意点の周知等の必要な措置を講ずる。

③共有特許制度の在り方の検討

オープン・イノベーションが進展し、従来想定していた共有者間で競争関係にある場合のみならず、共有者間で競争関係がない場合（例えば、产学連携による共同開発や素材メーカー・最終製品メーカーの共同開発等）が増加する中、特許法73条等の共有の規定が特許流通・技術移転の阻害要因となりうるかどうか等の現状について調査・分析を行い、特許法73条のデフォルト・ルールを現行のまま維持すべきかどうかの結論を得るとともに、大学・TLOや企業に対して、調査・分析結果の情報提供を行う。

④産業革新機構（イノベーション創造機構）の体制整備

企業や大学等に分散する技術・人等を柔軟に組み合わせ総合プロデュースする事業に対して一定規模以上の長期リスクマネーを供給する産業革新機構（イノベーション創造機構）の体制を整備する。

⑤実施許諾の意思の登録制度の導入の検討

特許権者が第三者への実施許諾の意思がある旨を特許原簿等に登録した場合に特許料を減免するライセンス・オブ・ライト（License of Right）制度の導入について検討を行い、必要な措置を講ずる。

⑥知的資産経営報告書の普及

中小企業の資金調達が円滑に行えるよう中小企業と金融機関との情報共有を円滑化するコミュニケーション・ツールとしての「知的資産経営報告書」の作成・開示を奨励する。

また、金融機関が企業評価の際に重視している非財務情報を明確化し、重視している非財務情報を知的資産経営報告書に盛り込み、より一層の精度向上を図る。

(iii) 知的財産の公正な活用の促進

(a) 施策に対する評価の概要

視点：知的財産の公正な活用の促進が十分になされているか。

- オープン・イノベーションが進展する中、知的財産権の正当な権利行使を促進することにより、知的財産権が円滑に活用される環境を確保することが重要である。
- これまで、公正取引委員会内に「知的財産タスクフォース」が設置されるとともに、「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」や「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」等のガイドラインが策定された。また、経済産業省から、ソフトウェア分野における権利濫用の法理の適用解釈について、「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」が公表された。
- これらの施策により、知的財産権の権利行使に係る独占禁止法の適用範囲について一定の透明性・予見性が確保されるとともに、ソフトウェア分野における権利行使の適正化に一定の貢献がなされた。
- 他方、近年、米国を中心に知的財産権の濫用的な権利行使の問題（いわゆるパテント・トロール問題）が顕在化し、日系企業も被害を受けているところ、我が国国内においても、このような問題に対する意識が高まっている。本問題への対応については、知的財産による競争力強化専門調査会「情報通信PT報告書」や同「分野別知財戦略」において、多角的な議論の喚起と検討の視点が示され、また、特許庁「イノベーションと知財政策に関する研究会」においても、いわゆるパテント・トロール問題への対応について提言がなされた。今後とも様々な観点から検討を行うことが必要である。

(b) 今後講ずべき主な施策

①知的財産権の権利行使に対する独占禁止法の適用範囲の明確化

知的財産に係る独占禁止違反被疑事件の摘発事例の蓄積状況や産業界からのニーズ等を踏まえ、知的財産権の権利行使に係る独占禁止法の適用範囲や

解釈について検討し、必要に応じて各種ガイドラインの見直しや整備を行う。

②適切な権利行使の在り方の検討

知的財産権の濫用的な権利行使の問題について、正当な権利行使を尊重するとの前提の下、産業の健全な発展を図る観点から、民法上の権利濫用の法理や米国の判例（eBay 判決）等を考慮しつつ、差止請求の要件、損害賠償請求制度の在り方等について検討を行い、必要な措置を講ずる。

(2) 国際標準化活動の強化

(i) 産業界の意識改革

(a) 施策に対する評価の概要

視点：産業界の意識向上に関する産官の取組は十分か。

- 知的財産戦略本部が策定した「国際標準総合戦略」等を踏まえ、産業界の意識改革を促すため、企業経営者層や管理者層に対する各種セミナーの開催や国際標準化に関するガイドライン（事例集）の作成・公表等が行われたほか、産業界において自主的なアクションプランが策定された。
- これらの取組の結果、昨年3月に（社）日本経済団体連合会が実施したアンケート調査によれば、企業活動における国際標準化の重要性がここ数年で高くなったと回答した企業数が約76%に上っている。
- このように産業界における意識改革の成果は一定程度見られるものの、社内全体における理解や技術分野ごとの特性に応じた意識の醸成はまだ不足している面があるとの指摘がある。

(b) 今後講ずべき主な施策

①産業界に対する啓発活動の継続的な実施

国際標準化活動に関する成功事例等の更なる収集・分析を行うとともに、当該分析等の結果を活用し、企業の経営者層や管理者層に対する啓発活動を継続的に実施する。

②技術分野ごとの啓発活動の促進

技術分野の特性に応じた産官学の国際標準化活動への意識の向上を図るための啓発活動を実施する。

(ii) 我が国全体としての国際標準化活動の強化

(a) 施策に対する評価の概要

視点：我が国全体として国際標準化活動の強化はなされたか。

- これまで、政府による国際標準化に関する戦略等の策定、国際標準化に関する国や研究開発法人・大学・事業者の役割を規定した「研究開発力強化法」の制定等が行われたほか、国の研究開発と標準化活動の一体的推進やワンストップ窓口の設置等の産業界における推進体制の整備等がなされてきた。
- これらの取組の結果、国際標準化機関における議長や幹事国などの重要ポストの獲得数や国際標準案等の提案件数は増加傾向にあるものの、欧米主要国との活動水準にはまだ及ばない（米国や独国の半数程度）状況にある。
- 実務者からは、外国の国際標準化活動に関する情報収集体制や海外における標準化活動に対する支援体制が不十分との指摘がある。

(b) 今後講すべき主な施策

①国際標準化に関する各戦略の確実な実行と改定

これまで政府が策定した国際標準総合戦略等の各戦略を確実に実行するとともに、必要に応じてそれら戦略の適切な見直しを行う。

②研究開発と標準化活動の一体的推進の拡大

国の研究開発において国際標準化を明確に位置付けるとともに、その評価に際しても国際標準化への取組状況を確実に確認する取組を一層拡大する。

③海外の国際標準化情報の収集・提供体制の構築

諸外国における標準化団体との情報交換会や産業界の海外事務所の活用等を通じ、欧米やアジア諸国における国際標準化活動に関する情報を収集するとともに、国内支援機関等を通じてその情報を産業界や大学、公的研究機関等に提供する体制を整備する。

(iii) 国際標準人材の育成

(a) 施策に対する評価の概要

視点1：大学や公的研究機関の任務として国際標準化活動を明確に位置付け、職員の同活動への取組を積極的に評価する体制を構築すべきではないか。また、産業界においても国際標準化人材をより積極的に評価すべきではないか。

- これまで、国際標準化活動に携わる産学官の人材を積極的に評価するため、新たに内閣総理大臣表彰を創設するなど、顕彰制度の充実を図ってきた。
- 一方、我が国の場合、国際標準化機関における幹事や議長を担当する者には大学や公的研究機関の研究者が多く含まれているが、大学や公的研究機関の任務として国際標準化活動が明確に位置付けられていないこと等から、同活動が研究者の評価に正当に反映されていない面がある。また、このことが国際標準化活動に携わる若手研究者の減少の一要因となっているとの指摘もある。
- このため、昨年10月に改定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」において、研究者の業績の評価に当たり、研究開発の実績に加え、国際標準化への寄与等に関する活動にも着目して評価を行うことが明記された。
- また、産業界においても国際標準化に携わる人材に対する積極的な評価が行われることが期待される。

視点2：次世代を担う人材の早期育成・確保のため、企業等における人材や大学など高等教育課程の教育を重点的に行うべきか。長期的視点に立ち幅広く教育を行うべきか。

- これまで、国際標準化活動に携わる企業等における人材の育成を図るために、国際標準化機関の議長や幹事を担う者、国際標準原案を作成する者、国際交渉の現場を担う中堅・若手の専門家等のそれぞれを対象にした各種研修やセミナーを開催してきた。

- また、将来的に国際標準化活動において活躍する人材の裾野の拡大を図る観点から、小中高等学校、高等専門学校、大学等における標準化教育の充実が図られてきた。
- しかしながら、中国や韓国等における国際標準化活動に参画する人材が質・量ともに増大傾向にある中、我が国においては、現在の国際標準化活動の次の世代を担う中堅・若手の人材が依然として不足している状況にある。

(b) 今後講すべき主な施策

①政府における顕彰制度の拡充

国際標準化活動に功績のある者を顕彰するための制度が整備されていない技術分野について、その整備を行う。

②研究者の業績評価の改善

大学や公的研究機関が「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に沿って、研究者の標準化活動への寄与をその業績評価の対象とするよう促す。

③国際標準化活動に携わる者への研修、セミナー等の実施

国際標準化活動に携わる者の能力向上を図るため、研修、セミナー、OJT等を継続的に実施する。

(iv) アジア等諸外国との連携強化

(a) 施策に対する評価の概要

視点：アジア等諸外国との連携は十分か。

- アジア・太平洋諸国における国際標準化活動のレベルを引き上げるとともに、これまでの協力体制を強化する観点から、「アジア・太平洋標準化イニシアチブ」の策定、北東アジア標準協力フォーラムやアジア・太平洋電気通信標準化機関での標準化の推進等を通じて、アジア・太平洋地域における関係諸国との連携強化を図ってきた。
- 今後とも、アジア・太平洋地域における国際標準化活動の活性化や国際標準案の共同提案の拡大等に向けた取組を強化することが求められる。

(b) 今後講すべき主な施策

①アジア・太平洋地域における共同提案の増大

アジア・太平洋地域における諸外国のニーズを踏まえつつ、共同研究開発の実施等を通じ、国際標準案等の共同提案を増大させる。

②アジア・太平洋地域における国際標準化活動の活性化

太平洋地域標準化会議やアジア太平洋電気通信共同体等におけるアジア・太平洋地域における国際標準化活動の活性化に向けた取組を継続する。

(v) 国際標準に関するルールづくりへの貢献

(a) 施策に対する評価の概要

視点：環境、安全、福祉や情報通信のように社会的に多大な影響を及ぼし得る技術分野を考慮し、国際標準に関わる特許権の権利関係を調整する対応策についての検討が必要ではないか。

- 標準化における特許権の取扱いに関しては、国際標準化機関におけるパテントポリシー及びそのガイドラインが共通化され、また、国内においても、標準化機関におけるパテントポリシーの改定や標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方の公表等により、一定の明確化が図られてきた。
- しかしながら、依然として、標準の策定や普及に関して特許権の不当な権利行使が行われる場合がある。
- オープン・イノベーションの進展に伴い、国際標準化の重要性は高まっており、その円滑な普及を図る観点から、知的財産権の取扱いの一層の明確化が求められている。

(b) 今後講ずべき主な施策

①国際標準に関するルールの円滑な運用の実現

ISO、IEC及びITUにおいて共通化された標準技術に関する知的財産の取扱いルールの運用状況の情報収集を行い、必要に応じ、国際標準化機関に対する働き掛けを行う。

②独占禁止法ガイドラインの見直しと周知徹底

標準技術に関する知的財産権の取扱いに関する独占禁止法上のガイドラインについて周知徹底を図るとともに、知的財産に係る独占禁止法違反被疑事件の摘発事例の蓄積状況や産業界からのニーズ等を踏まえ必要に応じて見直す。

③標準技術を円滑に実施可能とする方策の検討

国際的な動向に留意しつつ、社会的ニーズの高い標準技術に関する特許発明を円滑に実施可能とする方策について、パテントプール化した場合の知的財産の運用ルールの整備、濫用的な権利行使権の制限、裁定実施権の適用等を含め、特許政策や独占禁止政策など幅広い観点から検討を行い、必要な措置を講ずる。

（3）中小・ベンチャー企業への支援

（i）相談・情報提供機能の強化

（a）施策に対する評価の概要

視点1：中小企業における知財マインドの浸透は十分か。

- 中小企業であっても、研究開発の成果を特許として権利化する、又は営業秘密として秘匿することを通じて、知的財産を戦略的に獲得・管理することにより、競合他社の市場参入を抑制するなど、市場の中で優位性を獲得することが可能となる。
- これまで中小企業の知財マインドを向上させるため、各種セミナー・説明会の開催、パンフレット・マニュアル等の配付により知財戦略の普及・啓発を図ってきた。
- しかし、知的財産に対する認識は広まりつつあるものの、知的財産を獲得・管理することのメリットが十分に伝えきれていないため、知財戦略を企業経営に取り込むという行動にまでつながっていない。

視点2：中小企業に対する相談・情報提供機能は十分か。

- 全国の商工会・商工会議所に相談取り次ぎ窓口として「知財駆け込み寺」を設置し、中小企業からの個別の相談を受け付けるとともに、各種相談会やセミナーを開催している。
- しかし、実際に寄せられる相談は一部の窓口に集中しているのが現状であり、相談の対応者も必ずしもすべてが知財政策に精通した者ではないなど、寄せられる相談を的確に処理するための相談処理体制には改善の余地がある。
- また、中小企業向けの知財関連の各施策については、関係機関の連携が不十分であること等もあり、十分に認知されていない面があることから、周知の方法について改善の余地がある。

（b）今後講すべき主な施策

【中小企業における知財マインドの浸透】

①中小企業に伝わりやすい普及・啓発活動の強化

知財戦略を企業経営に取り込むことのメリットが伝わるように、中小企業の業種、知財マインドのレベルに応じて、普及・啓発活動を推進する。

特に、知的財産を活用して成功する企業を育成するとともに、そのような事例を周知することにより、中小企業全体の知財マインドの底上げを図る。

【相談・情報提供機能の強化】

②相談窓口の機能向上

中小企業にとって最も身近な相談取り次ぎ窓口である知財駆け込み寺、ワンストップ支援機関である地域力連携拠点を活用し、特に、地域力連携拠点と知的財産関係の専門家・支援機関との連携を地域・中小企業等知財戦略支援人材データベースの活用等によって強化することにより、知的財産に関する相談に効果的かつ効率的に対応する機能を向上させる。

また、地域力連携拠点における応援コーディネーターを対象とした知的財産制度等に関するセミナー・研修を行う。

③知財関連支援施策のユーザーフレンドリーな情報提供

関係省庁、各支援機関、都道府県が実施する知財関連中小企業施策について、関係機関連携の下、中小企業の業種、知財マインドのレベルを考慮しつつ、取りまとめ・整理し、利用者が使いやすく必要な情報を容易に入手できる環境を構築する。

(ii) 負担軽減に向けた取組の強化

(a) 施策に対する評価の概要

視点：中小企業のニーズに即した負担軽減策、支援策が講じられているか。

- これまで特許料等の減免措置、先行技術調査制度、早期審査制度などの負担軽減策・支援策に関しては、要件の緩和、対象の拡大等を行ってきており、その利用実績は着実に増加している（特許料等の減免制度の利用実績は2004年度5,014件から、2007年度10,194件に増加）。
- 他方、例えば、特許出願の審査請求料・特許料等の減免措置に関しては、減免措置を受ける要件に合致しない中小企業も多く、申請手続が面倒であるが故に制度を利用しない中小企業もある。
- また、中小企業においても事業活動のグローバル化への対応が求められている現状にあっては、それを知的財産の観点から支援することが重要であり、これまで外国出願費用の助成や海外における侵害調査の支援を行ってきた。中小企業にとっては海外出願の費用負担だけでなく権利取得後の模倣品対策等も大きな課題である。
- 中小企業の知的財産を活用した事業経営を側面支援するために、今後とも減免措置、支援策を強化していくべきとの要望が強い。また、これらの減免措置・支援策を効率的かつ効果的に実施していくには、支援策の検討段階から知財施策の担当者と中小企業施策等の担当者との連携が不可欠である。

(b) 今後講すべき主な施策

①特許手数料減免制度の見直し（再掲）

特許手数料減免制度について、特許特別会計の収支の状況、利用者ニーズ、他の利用者に与える影響等を踏まえつつ、中小企業に対する資格要件の緩和や減免範囲の拡充などの必要性について検討を行い、必要な措置を講ずる。あわせて、減免申請手続に関して利用者が面倒であると感じる点を分析し、その結果を踏まえて、例えば、申請書類の簡素化、事前審査を省略し虚偽申請が事後的に発覚した場合に制裁を課す制度の導入など、申請手続の更なる

簡便化について検討を行い、必要な措置を講ずる。

②出願前先行技術調査支援の強化

無駄な研究開発や出願を防ぐため、特許情報活用支援アドバイザーを活用するなど、出願前の先行技術調査支援の強化を図る。

また、東京都が今年度から始めた特許出願戦略策定等のための他社特許調査費用助成事業のような取組が他の地方公共団体にも広がるよう促す。

③海外への事業展開に対する支援策の拡充

中小企業の外国出願、外国での侵害調査に関する現行の支援制度の普及を図るとともにその拡充を行う。

また、中小企業の海外展開に際して、諸外国の市場動向や法制度等に係る情報提供から権利の取得、販路開拓、権利行使、模倣品対策までの一貫した支援の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。

④支援機関間・担当者の連携強化

知財関連施策と中小企業施策等との連携・融合を図るべく、担当者の連絡会議を開催する等、関係機関、担当者間で綿密な情報交換を行い、施策の検討段階から一貫した連携を図る。

(iii) 知的財産を活用した経営の促進

(a) 施策に対する評価の概要

視点：中小企業の経営実態、ニーズに即した支援がなされているか（中小企業の資金調達、支援人材の育成）。

- 中小企業においては、資金調達の円滑化、経営革新、販路開拓などに関する支援のニーズが高い。これらのニーズに対して知的財産の側面から対応していくことが必要である。
- 資金調達に関しては、政策投資銀行や商工中金を中心となって知財担保融資の実績が徐々に積み上がってきている。
- 今後、知的財産を活用した資金調達を更に活性化、円滑化するためには、かかる動きを側面から支援するとともに、中小企業自らが積極的に技術等の知的財産に関する情報を金融機関等に対して開示することが必要である。
- また、経営革新、販路開拓に関しては、知財専門家やコンサルタントなどの専門家派遣による知的財産を取り入れた事業戦略の策定支援や、特許流通アドバイザーなどが中小企業等の事業化ニーズ及び技術シーズのマッチングを図る特許流通支援などを行ってきた。
- 今後、中小企業が知財戦略を取り入れた事業戦略を推進して知的財産を企業の利益に結び付けられるよう支援する人材を質・量ともに充実させ、知的財産を活用した事業化を支援する総合プロデュース機能を向上させていくことが必要である。

(b) 今後講ずべき主な施策

①地域金融機関における知的財産の活用の促進

中小・地域金融機関がそれぞれの金融機関の特性及び自主性に応じた地域密着型金融の取組の一つとして、知的財産を活用した融資が促進されるよう、企業の強みとなる知的財産を含む無形資産の評価マニュアルを策定しその普及を図るとともに、各金融機関に対して知的財産に関する研修等を行う。

②金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の更なる周知と必要に応じた改訂

金融機関による金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の趣旨を踏まえた適切な対応を促すため、また、中小企業が金融機関の融資判断に当たつての着眼点を理解し、自らの融資交渉に当たり知的財産を積極的に活用できるよう、金融機関及び中小企業に対する金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の周知に一層努める。

また、金融機関が知的財産を適切に評価して与信判断をする際、同マニュアルが阻害要因となっている、あるいは不明確なために一定の誤解を生じているとの指摘があれば、同マニュアルの改訂や金融検査マニュアルのQ&Aへの記載等の必要な措置を講ずる。

③知的資産経営報告書の普及（再掲）

中小企業の資金調達が円滑に行えるよう中小企業と金融機関との情報共有を円滑化するコミュニケーション・ツールとしての「知的資産経営報告書」の作成・開示を奨励する。

また、金融機関が企業評価の際に重視している非財務情報を明確化し、重視している非財務情報を知的資産経営報告書に盛り込み、より一層の精度向上を図る。

④認定・表彰制度の活用促進

金融機関において取組が進められている、知的財産に着目した認定・表彰を受けた中小企業に対する優遇融資制度の拡充を促す。

また、金融機関が認定・表彰の有無を融資の判断材料の一つとして利用しやすくするため、表彰された中小企業を継続して評価し続けるような認定・表彰制度の創設を検討し、必要な措置を講ずる。

⑤知的財産を戦略的に活用した経営支援と支援人材の育成

法律、技術、金融、販売等の専門家を中小企業に派遣することにより、中小企業の知財戦略を取り入れた経営の定着を支援するとともに、かかる支援人材の育成を図り、総合プロデュース機能を向上させる。

⑥中小企業向けの特許流通・事業化支援の強化

総合的な支援機能を有する地域力連携拠点と特許流通アドバイザーとの連携により、中小企業向けの特許流通事業を強化し、その成果を事業化につな

げていく。

また、中小企業が保有する特許技術シーズ流通のための特許ビジネス市などの取組を充実させ、中小企業を対象とした特許流通の機会の提供を強化する。

（4）知的財産を活用した地域の活性化

（a）施策に対する評価の概要

視点：知的財産を活用した地域振興には何が必要か。

- 知的財産を活用して地域を振興するため、2005年度に地域知的財産戦略本部を設置した。現在、各地域知財戦略本部でその地域の実情に応じた事業計画の下、特色ある事業が展開されている。
- かねてより地域における各施策担当者レベルの連携が不十分との指摘があり、近年、農商工連携や地域力連携拠点などの地域レベルでの知財施策と他の施策とを連携させる取組が開始されたものの、連携は未だ不十分である。
- 地方公共団体においては、一部先進的な取組を行っている自治体も現れてきているが、全体には広がっていない。
- また、グローバル化が進展する中、我が国の地名等が海外で商標登録されるなどの問題も顕在化しており、地域としてもその対応が求められている。

（b）今後講ずべき主な施策

①関係機関及び各施策担当者との連携強化

地域知財戦略本部、関係機関、地方公共団体などの地域における組織間の連携、及び知財政策担当者と中小企業施策、農林水産施策など各施策担当者間との連携を強化しつつ、地域における知財教育、模倣品・海賊版対策、海外における我が国の地名等に係る商標問題への対応等の知財関連施策を着実に実行する。

また、地域力連携拠点における取組、農商工連携、産業クラスター、知的クラスターにおいて、知財施策と他の施策との連携を強化する。

②地域団体商標を活用した地域振興

地方公共団体、観光協会等の関係機関・団体の連携の下、生産者団体等の組合による地域団体商標の獲得、獲得後の地域団体商標の活用及びブランド

管理を支援する。

③地方公共団体における先進的取組の成功モデルの創出支援

国と地方公共団体が連携して、地方公共団体による知財施策の先進的取組の成功モデルをつくり出す取組を強化する。

また、特定の企業を継続的に支援し、地域における成功事例を創出する地方公共団体の取組を奨励する。

④中国、台湾等における我が国の地名等に係る商標問題への対応

関係省庁が連携して地方公共団体等に対して、中国、台湾等の海外における商標出願手続についての情報提供を行うとともに、当該国における早期権利化や取消請求等の自発的な取組への支援を強化する。

また、事業者や地方公共団体による、中国や台湾での商標の監視や第三者による商標の抜け駆け出願への対応を支援すべく、我が国の地名等が海外で出願又は登録された場合の対応策をまとめたマニュアル等の普及を図る。

さらに、我が国の地名等が当該国において登録されることを防止するため、当該国の商標制度及びその運用の改善を働き掛ける。

4. コンテンツをいかした文化創造国家づくり

(1) 新しい市場の拡大

(i) デジタル・ネット環境をいかした新しいサービスの促進

(a) 施策に対する評価の概要

視点：デジタル・ネット環境をいかした新規ビジネスを創出するためにはどのような支援が必要か。また、デジタル・ネット環境をいかした新しいサービスを開拓するための技術的課題への取組や制度的対応は十分か。

- 近年のデジタル技術の進展やネットワーク環境の整備によって、双方向型の大量かつグローバルな情報流通が可能となり、コンテンツを取り巻くビジネス環境は大きく変化している。さらに、ユーザーが自ら創作したコンテンツの流通など、コンテンツの新しい流通形態が登場している。
- このような状況の中、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律の基本理念の下、知的財産推進計画を通じて新しい市場の拡大に取り組んできた。デジタル・ネット環境をいかした新しいサービスのための環境整備や技術開発を官民挙げて推進してきた。その結果、2003年から2007年の5年間で、デジタルコンテンツ市場は堅調に30%拡大し、特に、モバイルコンテンツ市場は約2倍となる成長を遂げている。また、放送番組のネット配信等に大きな進展が見られた。さらに、デジタル・ネット環境をいかしたグローバルなコンテンツ流通への試みも始まっている。
- しかしながら、我が国では世界最先端の情報通信インフラを有する一方、分野によってはネットに流通するコンテンツは少なく、IPTV等の新しいサービスの普及も進んでいない。その原因として、デジタル・ネット環境のメリットを十分に活用し得る魅力的なコンテンツの不足や、十分に収益を上げることのできるビジネスモデルの不足が指摘されている。既存のメディアのみを活用するだけでは、新しい産業を生み出すことはできない。
- また、現在のコンテンツ製作を取り巻く状況は非常に厳しい。民放地上波テレビ市場は映像市場全体の約5割を占めるが、テレビの広告費は2005年以降減少し続け2008年は前年比4.4%の減少となった。特に、昨年

からの経済状況の落ち込みにより、放送事業者の製作費は大幅に減少している。一方、インターネット広告はいまだ高い成長を続けており、ラジオや雑誌を抜き新聞に迫る規模となっている。今後は、従来の産業構造にとらわれることなく、製作会社による独自の販路開拓など新規ビジネスの開拓が必要となる。しかし、コンテンツの製作の現場は経営基盤の弱い中小企業が担うことが多いため、新規ビジネスの開拓に取り組む体力はない。このままの状態を放置すれば我が国の創造力の低下は避けられない。

- デジタル・ネット環境に対応した著作権制度の見直しについては、検索サービスの適法化、通信過程における一時的蓄積の法的位置付けの明確化及び研究開発に係る著作物利用の円滑化等、知的財産推進計画2008に基づき法改正に向けて進捗した。しかしながら、イノベーション創出のためには、コンテンツ製作等に係る先端技術の開発や新規サービスの創出につながる制度的・技術的課題の解決など、より具体的な支援等が必要である。また、著作権法上のいわゆる「間接侵害」の問題など、今後のサービスやコンテンツ開発の促進に向けて解決されていない著作権法上の問題も残されている。

（b）今後講すべき主な施策

①コンテンツ産業における中小企業支援策の活用の促進

産業クラスター等を活用し、地域のコンテンツ産業のネットワーク形成を促進するとともに、产学研官連携や異業種間連携の支援、インキュベーション機能の強化、販路開拓等の中小企業支援策のコンテンツ産業における積極的な活用を促進する。

②地域ソフト資源の映像化を通じた地域コンテンツ産業の育成

地域におけるコンテンツ産業のネットワーク形成を促進し、地域の発信力向上を図る。

③コンテンツ関連技術の研究開発によるイノベーションの創出

コンテンツ産業の活性化と新産業の創出等を図るため、立体映像技術や超高精細映像技術等の映像技術やデジタルミュージアム等の公開・展示技術など、先進的なコンテンツ製作や新たな表現及び流通の実現をもたらし得る先端技術の研究開発を促進する。

④新しいメディアを活用した新規サービスの促進

通信・放送を融合・連携させた新しいサービスの創出を促進し得る法制度の在り方や技術的環境の整備について検討を行い、必要な措置を講ずる。また、携帯端末向けマルチメディア放送、デジタルサイネージ、e－空間等を活用した新しいサービスの創出を促進する。

⑤新しいサービスに係る制度的・技術的課題の解決

新しいコンテンツ流通の形態に対応したサービスや次世代検索・解析技術を活用したサービスなど、デジタル・ネット環境をいかした新しいサービスに関する実証実験を行い、制度的・技術的な課題を検証し解決する。

⑥日本版フェアユース規定の導入

著作権法における権利者の利益を不当に害しない一定の範囲内で公正な利用を包括的に許容し得る利用制限の一般規定（日本版フェアユース規定）の導入に向け規定振り等について検討を行い、必要な措置を講ずる。

⑦著作権法上のいわゆる「間接侵害」の明確化

著作権法上のいわゆる「間接侵害」に関し、行為主体の考え方を始め差止請求の範囲を明確にすること等について早急に検討を行い、必要な措置を講ずる。

(ii) 海外展開の促進

(a) 施策に対する評価の概要

視点：海外市場を拡大するためにはどのような方策が必要か。また、コンテンツ事業者の海外展開に対する支援は十分に行われているか。

- これまでT I F F C O M等の J A P A N国際コンテンツフェスティバルの開催によるマーケット機能の強化や情報発信の強化、国際共同製作支援、J E T R Oによる市場動向等の情報提供等様々な取組を行ってきた。
- その結果、一部のコンテンツ産業の海外展開は着実に進みつつあり、特にゲームについてはここ5年間で海外売上額が倍増以上している。また、国際共同製作された映画が海外の映画祭で表彰される等、海外における評価は高まっている。
- しかしながら、依然として海外依存度（売上全体に占める海外売上の割合）は米国に遠く及んでおらず、またメディアソフトの輸出入についても輸入超過となっている。また、ゲームについては積極的に海外展開が行われているものの、その他の分野については依然として海外展開が十分進んでおらず、海外における高い人気を収益に結び付けることができていないと考えられる。
- その理由としては、グローバル市場でコンテンツを展開できるプロデューサ人材の不足や外国市場のビジネス慣習に関する知識や契約スキルの不足が挙げられる。また、コンテンツ市場のグローバル化により、コンテンツ製作の大規模化が進んでいるが、国内ではリスクの高いコンテンツへの製作投資は進まず、製作資金の調達が課題となっている。
- また、コンテンツの製作現場を担うプロダクションは中小企業がほとんどであり、世界に誇る優れたコンテンツを創造していても、それを海外販路に結びつけるための経営基盤や人材を有していないことが多い。
- さらに、各コンテンツホルダーが個別に海外市場に進出するにとどまり、業界を挙げての戦略的な市場開拓が進んでいないことも挙げられる。

- アニメ、マンガ等の日本コンテンツの人気が高いアジア地域においては、海賊版の氾濫により、ビジネスモデルが成立できていないという問題もある。さらに、一部の国では、流通規制や検閲制度等により、海外展開の大きな障壁となっている。
- 今後さらに海外展開を進めるためには、コンテンツ分野ごとの成長戦略が必要となるが、現状においては、各分野における輸出入や海外におけるライセンス収入について統計が整備されていない。

(b) 今後講すべき主な施策

①コンテンツの海外展開の促進

海外展開を視野に入れたコンテンツの製作、販路開拓等に対する総合的な支援策を実施する。

②中小企業の海外展開に対する支援の充実

日本貿易振興機構を通じ諸外国の市場動向や法制度等についての情報提供を強化するとともに、中小企業による地域資源の活用や農商工連携を通じて開発した新商品の海外販路拡大を支援する。

③JAPAN国際コンテンツフェスティバル等の機能強化

JAPAN国際コンテンツフェスティバルと東京発日本ファッション・ウィークを連携させ総合的日本ブランド発信イベントに拡充・強化する。また、メディア芸術祭や国際ドラマフェスティバルを充実・強化する。

④アジア主要国による官民合同サミットの立ち上げ

国境を越えたコンテンツ製作・流通、ビジネス上の協同促進を図るため、アジア主要国による官民合同サミット（アジア・コンテンツ・ビジネスサミット）の立ち上げを行う。

⑤コンテンツ規制等に係る外国政府に対する働き掛けの強化

政府間のハイレベル会合等を通じて、コンテンツ輸入規制や検閲制度の緩和等に関する働き掛けを強化する。

⑥統計情報の整備

各コンテンツ分野における輸出入や海外におけるライセンス収入に係る統計を整備することを促すとともに、各企業が I R 活動等を通じて海外売上等に係る情報を公開することを促す。

(2) 契約環境の改善

(i) 円滑な権利処理のための環境整備

(a) 施策に対する評価の概要

視点：集中管理の拡大や契約ルールの形成、権利処理に必要な情報の整備・公開などコンテンツの円滑な権利処理のための環境整備は十分か。また、クリエーターへの適正な利益の還元が行われているか。

- 集中管理事業者及び委託者数とともに増加傾向にあるとともに、複数の分野で新たに一任型管理事業が開始されるなど集中管理は順調に拡大している。また、放送番組のインターネット配信や、権利者不明の実演の利用など新たな利用形態に対応した民間の自主的な取組による契約ルールの形成も一定程度進んだ。
- しかし、音楽を除く分野の集中管理のカバー率は未だ十分とはいえず、特に多様な権利が併存する放送番組については、膨大な権利処理の作業が必要となっている。契約ルールの形成についても一部分にとどまっており、円滑な権利処理のためには、更なるルール整備が必要である。
- 一方、デジタル・ネット環境の進展により、劣化のない高品質な複製が可能となる中、ユーザーの利便性とクリエーターへの利益の還元に配慮した新しいルールの確立が急務となっている。
- コンテンツ情報の整備については、コンテンツの総合的な紹介サイトとして「ジャパン・コンテンツ・ショーケース」（旧称「コンテンツ・ポータルサイト」）が開始されたが、登録コンテンツ数、アクセス数が伸び悩んでいる。一方、民間の放送事業者による独自の番組販売サイトや、放送番組の権利情報を集約・公開するための新たなデータベースの整備が進んでおり、これらと連携することが必要である。
- さらに、コンテンツホルダーからのコンテンツ配信だけではなく、ネット上を一次公開の場とするユーザーコンテンツの創造・流通が盛んとなっている。このような現状を受け、例えば、音楽の利用について著作権の集中管理団体がサイト運営者と包括的な利用許諾契約を締結することや、権利者自ら

が二次利用可能な映像コンテンツを提供するなど、ユーザーコンテンツの創作・公開を一層促進する取組が進んでいる。

(b) 今後講すべき主な施策

①デジタルコンテンツ流通の促進

放送番組等に係る権利処理の円滑化を図るため、権利の集中管理の拡大や標準的な契約ルールの確立を促進するとともに、権利処理の進捗状況等を踏まえ、多角的観点から適宜法的対応の検討を行い、必要な措置を講ずる。

②デジタル・ネット環境の進展に伴うコンテンツ取引環境の整備

メディアの多様化によるコンテンツの利用許諾手続や流通経路の複雑化に対応するため、コンテンツ取引の環境を整備する。

③クリエーターへの対価の還元を適切に行うための環境整備

情報のデジタル化によって劣化のない高品質な複製が可能となる中、ユーザーの利便性に配慮しつつ、制度面・契約面の両方の観点から検討を行い、クリエーターへの対価の還元が適切に行われるための環境を整備する。

④コンテンツ関連情報の集約

コンテンツ関連情報のデータベースの整備を支援するとともに、関連する複数のデータベースが一体として機能するよう各データベース間の連携強化を支援する。

⑤ユーザーが創作するコンテンツの創作・公開の促進

動画投稿サイトなどネットを一次発表の場とするユーザーが創作するコンテンツの創作・公開を促進する取組を支援する。

(ii) 適正な取引の促進

(a) 施策に対する評価の概要

視点：発注書面の不交付や書面によらない契約など旧来の取引慣行を是正するためにはどのような追加的措置が必要か。

- 「下請代金支払遅延等防止法」（以下「下請法」という。）の改正（2004年4月）や役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（役務ガイドライン）」の改正（2004年3月）により、コンテンツ業界の適正な取引を促進する制度上の枠組みは整備された。
- これに伴い、放送事業者による自主的な契約見本の作成や制作委託取引に関する自主基準の作成など、改善に向けた関係者の自主的な取組が行われ、契約書面の交付や二次利用に関する権利帰属の明確化など一定の成果が見られた。
- しかし、下請法に基づく2007年度の調査では、公正取引委員会において1件の勧告及び386件の警告が行われた。このうち、41件の警告は、同年に行われた放送コンテンツ・映像製作に係る情報制作物の制作委託に係る特別調査を65社に実施した結果であり、依然業界の取引慣行については大幅な改善が必要である。
- このため、きめ細やかな調査の実施により取引の現状を逐次明らかにし、適正な取引を徹底するとともに、放送コンテンツの製作取引の適正化を促進するためのガイドラインの策定など、独占禁止法・下請法違反行為を未然に防止するための自主的な取組を促すことが必要である。

(b) 今後講ずべき主な施策

①下請法等の適切な運用の促進

アニメ、放送番組、映画等の各分野における取引の適正化が図られるよう、下請法に基づきめ細やかな調査等を積極的に実施することにより、下請法及び独占禁止法の適切な運用を図る。

②契約見本及び自主基準の作成等の促進

契約見本や自主基準の作成など独占禁止法及び下請法違反行為の未然防止に向けた関係者の自主的な取組を促進するとともに、「放送コンテンツの製作取引の適正化に関するガイドライン」等各ガイドラインに基づく適宜のフォローアップ、内容の見直し、周知広報等を実施する。

（3）世界中のクリエーターの目標となり得る創造環境の整備

（a）施策に対する評価の概要

視点：人材育成施策の充実やアーカイブ化による優れた作品の共有化など世界に通用する優れたコンテンツを生み出す創造環境が整備されているか。

- 日本のアニメ、映画が 2009 年の米アカデミー賞を受賞するなど、我が国のコンテンツは国際的にも評価されつつある。また、国内における公開映画における邦画本数の割合も年々向上しており、優れたコンテンツが生み出される環境は充実してきていると言える。
- しかし、近年、撮影所やプロダクション等における往年の若手育成のシステムが崩壊しつつあるとの指摘もあり、業界のみに依存するのではなく才能を発掘し、それを開花させるための新たな創作支援・人材育成のシステムが必要である。
- 高等教育機関における教育については、関連学科の設置等教育の充実のための枠組みは整備できたが、職業人として養成し産業と結びつけるためには更なる支援が必要である。
- 新しい創作を生むためには、先人の遺産に学ぶことが重要であるが、アニメ・マンガ・映画・放送番組・ファッショニ、デザイン等の文化資産については、国としての体系的な保存が十分進んでおらず、散逸の危機にある作品もある。
- 例えば、民放の番組については、財団法人放送番組センターが収集を行っているが、収蔵本数は 12,300 本程度にとどまっている。また、映画の収集・保存を行っている東京国立近代美術館フィルムセンターについても、収蔵庫や利活用のための十分な人員・予算が不足している。

（b）今後講ずべき主な施策

①コンテンツ製作等への支援の充実

クリエーターの創造活動を活性化するため、大学やメディア芸術拠点にお

けるコンテンツ製作や、コンテンツの国際共同製作等への支援を充実する。

②若手クリエーターの育成

日本映画等の分野において、若手クリエーターに実際に作品を製作する機会を与えるとともに、それらを公開・評価することを通じて、卓越した才能を持つクリエーターを発掘する。また、メディア芸術祭の場を活用し、若手クリエーターの新たな表彰・奨励の仕組を創設する。

③大学等における教育プログラムの充実

学生に対して明確なキャリアパスを示しつつ、新規事業や海外展開にチャレンジできる実践的な人材を育成するため、インターンシップの実施や産学連携の推進などにより大学等における教育プログラムを充実する。

④幼少期からの創造教育の推進

創意工夫に対する興味やオリジナリティの尊重など創造社会を担う基礎的能力を養成するため、幼少期からの創造教育を推進する。

⑤文化資源のアーカイブ化の推進

我が国の文化資源の共有と再評価を図ることにより、新たな創造活動の基盤を構築するため、伝統的な文化財に加えて、アニメ、マンガ、映画、放送番組、ファンション、デザイン等に関する収集保存、研究及びデジタル・ネットワーク化を強力に推進する。

(4) 日本ブランドの振興

(a) 施策に対する評価の概要

視点：分野ごとの断片的な取組にとどまらず、分野横断的な取組を強化すべきではないか。省庁間及び官民の連携を促進するため、官民の連携体制の構築が必要ではないか。

- 在外公館におけるイベントや J A P A N 国際コンテンツフェスティバル等の国際イベントの開催、文化外交や「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の推進等の日本ブランドの活用を通じた日本の魅力の発信に向けた取組の結果、訪日外国人旅行者数が 2003 年から 2007 年までに 60 % 増加し 835 万人、海外における日本語学習者数が 2003 年から 2006 年までに 26 % 増加し 298 万人となるなど、日本に対する関心は着実に高まっている。
- 食については、日本産農林水産物・食品の戦略的な輸出促進の実施や日本食レストラン海外普及推進機構（J R O）の設立等により、海外への発信を強化してきた結果、農林水産物等の輸出額が 2003 年から 2008 年（速報値）までに 55 % 増加し 4,312 億円となるなど、海外における日本食・食材の普及が進んでいる。また、2005 年 7 月には食育基本法が制定され、国民運動として食育を推進する体制が整備された。
- 地域ブランドについては、2006 年に地域団体商標制度を導入し、中小企業地域資源活用法等に基づく支援や農林水産物・食品の地域ブランド化に向けた関係者のネットワーク構築等、地域ブランドの創出に向けた様々な支援を実施した結果、全国各地で多様な地域ブランドが作られてきた（2009 年 1 月末時点で登録査定件数は 413 件）。また、海外展開に向けた総合的な支援を実施した結果、海外での販路拡大に成功した事例も出てきている。
- ファッションについては、2005 年から「東京発 日本ファッション・ウィーク」を実施し、コレクションの集約化、他のファッションイベントとの連携、新人デザイナー支援、広報の充実等を行った。その結果、来場メディア数が年々増加するなど知名度は着実に高まりつつある。また、大学等における専門課程・講座の開設や民間教育機関における外国人学生の受入制度

の創設により、ファッション人材の育成環境を強化した。

- しかし、これまでの取組は、個別分野ごとの取組にとどまっている場合が多く、それぞれの分野の強みを相互に活用しながら長期的に日本ブランドのブランド価値を高めているとはいえない。また、現地において販路を拡大するためには、情報発信やビジネス支援の体制についても改善の余地がある。さらに、日本ブランドの担い手は国内だけに限る必要はなく、海外にも広くその人材を求めるべきである。また、日本ブランドの良質な素材を生み出す土壤がやせてきているのではないかという課題もある。
- また、海外において我が国の中名が第三者により商標出願されることや農林水産品の产地が偽装されることなど、地域ブランドの保護に関する課題もある。さらに、意匠の権利範囲が明確ではないことから、デザインを保護する意匠制度が十分に活用されていないとの指摘もある。

(b) 今後講すべき主な施策

①食、地域ブランド及びファッションの振興

次世代の担い手となる人材の育成に積極的に取り組むとともに、映像コンテンツ等波及効果の強いコンテンツとの結びつきを強めることにより、海外発信力を強化し、海外での新たな市場の開拓を進める。

②分野横断的な取組を推進する推進体制の構築

コンテンツ、食、ファッション、デザイン等のクリエイティブ産業において、分野横断的な創造・発信に関する取組を官民一体となって継続的に推進する体制を構築する。

③対外発信の重点化

アジアの重点対象国・地域に対し、分野横断的な大型イベントの集中開催、現地における様々なメディアのウィンドウの確保、共同番組製作、日本の人気ウェブサイトの翻訳に対する支援等の効果的な広報を実施する。

④海外展開ミッションの派遣

海外顧客獲得のためにデザイン・ファッションのクリエーターを戦略重点国に送り込む「クリエーター海外派遣団」や日本ブランド関連商品の販路拡大のためのミッションを派遣する。

⑤在外公館における支援拠点の設置

在外公館にビジネス活動の支援拠点として「日本ブランド支援センター（仮称）」を設置し、日本貿易振興機構など関係機関との連携を強化しつつ、現地におけるビジネス支援機能を強化する。また、在外公館施設等を活用しつつ、コンテンツやファッション等世界的に注目を集めている日本ブランドの紹介・普及等に積極的に取り組む。

⑥日本ブランドの海外への普及に貢献する人材の育成

日本食や伝統文化、アニメ・マンガなどの日本ブランドを海外に積極的に普及するため、海外で日本ブランドの普及・発展に貢献し得る外国人を受入れ、知識・技術の習得を進める。

⑦文化発信に貢献した外国人などの顕彰制度の拡充

世界に日本文化ファンを広げるため、我が国の文化を世界に発信することに貢献している外国人に着目した表彰制度を拡充する。

⑧農林水産品に対する地理的表示制度（G I）の導入（再掲）

WTO（世界貿易機関）における議論の進捗状況を見極めながら、決められた産地で生産され、指定された品種、生産方法、生産期間等が適切に管理された農林水産品に対し地理的表示を与える制度（G I）の整備について、国内企業等の既存の取組との調整を図りつつ検討を行う。

⑨利用者の利便性を高めるための商標制度の見直し

商標制度を活用してブランド力の向上を図る事業者を含む制度利用者の利便性を高めるため、不使用商標対策の強化、著名商標の保護範囲や登録異議申立制度の見直しなど商標制度の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる。

⑩意匠の権利範囲の明確化（再掲）

意匠の権利範囲（登録意匠の類似範囲や部分意匠の権利範囲）の明確化及びデザイナーの創作基盤の整備を図るため、意匠審査基準を明確化とともに、特許庁の公知意匠資料データベースの公開促進の方策について検討を行い、必要な措置を講ずる。

(5) 模倣品・海賊版対策の強化

(a) 施策に対する評価の概要

視点：外国や国内における模倣品・海賊版対策は十分か。また、インターネット上の模倣品・海賊版対策としてどのような方策が必要か。

- これまで「模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議」を設置する等、関係省庁や民間企業等が一体となって模倣品・海賊版対策に取り組んできた。
- 外国における対策としては、模倣品・海賊版拡散防止条約（A C T A、仮称）の早期実現に向けた交渉、中国等に対する官民合同ミッションの派遣、在外公館における支援機能の強化等を行ってきた。しかしながら、模倣品・海賊版の製造・流通は中国を中心に東南アジアや中東等に拡散するとともに、その手口は巧妙化している。今後は、A C T Aの早期妥結や妥結後の参加国の拡大等において多国間協議を主導するとともに、外国政府に対する働き掛けや現地における権利者への支援強化等が必要である。
- 国内における対策としては、輸入差止申立制度の対象権利の拡大や輸出・通過に対する取締制度の導入等による税関における取締りを強化するとともに、刑事罰の強化、専門職員の設置等による警察等における取締りを強化してきた。その結果、知的財産権侵害物品の輸入差止件数は3倍以上となり、また知的財産侵害事犯の検挙実績は倍増するに至った。今後は引き続き、情報共有や職員の能力向上等により、効果的な取締りを推進していく必要がある。
- 一方、ブロードバンド環境の整備やインターネットの発達に伴い、動画共有サイトやファイル共有ソフトを通じた個人による違法アップロードや著作権侵害コンテンツの視聴・ダウンロードが蔓延しており、コンテンツ産業に大きな被害を与えている。今後は、個人に対する啓発活動やプロバイダと権利者が連携した対策等、従来のパッケージメディアを前提とした模倣品・海賊版対策とは異なる新たな対策が必要である。
- また、模倣品・海賊版の流通を阻止するため、「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」等による国民に対する啓発活動を実施してきたものの、未だ国民の半数以上が模倣品・海賊版の購入を容認しており、今後は更なる取組の強

化が必要である。

（b）今後講すべき主な施策

①海外市場における模倣品・海賊版対策の強化

模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）の早期妥結・妥結後の参加国の拡大を我が国が主導するとともに、二国間の協議、官民合同ミッションの派遣、税関等への能力構築支援等を通じ外国政府に対する体制整備や執行強化に向けた働き掛けを行う。

②国内における模倣品・海賊版対策の強化

外国の関係機関との連携・協力や職員能力の向上等を通じて、税関や警察等における模倣品・海賊版の取締りを強化する。

③インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策の強化

官民連携してインターネット上の著作権侵害コンテンツに関する実態調査を行うとともに、被害実態等を踏まえ、コンテンツの技術的な制限手段の回避に対する規制の在り方やプロバイダの責任の在り方等について検討を行い、必要な措置を講ずる。また、インターネット上の著作権侵害コンテンツに係るサイバー犯罪の取締りを強化する。

④国民への啓発活動の強化

国民の模倣品・海賊版問題に関する意識を向上させる施策を効果的に実施するため、国民、特に若年層の意識を調査するとともに、小中学生に対する模倣品・海賊版問題に関する教育活動や若者に対する啓発キャンペーン等の取組を官民連携して実施する。

5. 人材の育成と国民意識の向上

(i) イノベーション創出に資する知財人材の育成

(a) 施策に対する評価の概要

視点：創造・保護・活用の各段階を横断的に俯瞰し、知的財産を活用して競争力のある事業の創出を提案する人材の育成が不十分ではないか。

- 「知的財産人材育成総合戦略」や知的財産推進計画の人材育成に係る取組を通じて、人材育成を官民挙げて進めてきた結果、知的財産人材の数は着実に増加してきた。また、人材の量的拡大とともに質の向上を図るべく、弁理士に係る実務修習制度・継続研修制度の導入、知的財産専門職大学院の開設、知的財産管理技能検定の国家試験化など、人材育成の環境整備を進展させてきた。
- 知的財産を活用して競争力のある事業を創出するためには、事業戦略・研究開発戦略・知財戦略の三位一体での推進が必要である。その際、グローバル化・複雑化する社会ニーズを把握し、社会課題を解決するのに必要な知的財産を獲得・活用することにも留意が必要である。
- しかしながら、事業戦略と知財戦略の連携はまだ不十分であり、その実現に必要な人材の育成・確保が不可欠である。
- このため、知的財産専門人材に経営・事業に関する知見を習得させるとともに、経営・事業戦略に携わる人材には知的財産に関する知見を習得させるという両方からのアプローチが重要である。

(b) 今後講ずべき主な施策

①知的財産専門人材の能力の広域化

弁護士や弁理士が企業の経営・事業活動に接する場と機会を支援したり、企業の知的財産担当者が事業部門や研究開発部門との連携を図るために必要な知識を習得できるよう研修、知的財産専門職大学院等の授業、人事ローテーション、OJTを充実させたりするなど、知的財産専門人材の知的財産以外

の周辺領域に係る能力を強化する。

②知的財産マネジメント人材の充実

経営・事業戦略に携わるより多くの人が知的財産に関する知識を習得するべく、経営系・社会系の人材（学生や教員を含む）に対する知財教育を充実させる。大学等の知的財産に関する授業において、知的財産制度だけでなく、知的財産と経営・事業との関係を教えるなど、それぞれの専攻に即した知財教育を行う。

③社会のニーズを把握して知財戦略を構築できる産学連携人材の育成

大学やT L Oの人材においては、企業のニーズを体得するための企業との人材交流や企業でのO J Tなど、人材の流動化を通じて、社会のニーズを把握し、ニーズに対して必要なシーズを提案できる人材の育成を促進する。

(ii) グローバル化に対応した知財人材の育成

(a) 施策に対する評価の概要

視点：海外において我が国の知的財産を保護・活用するための人材は十分であるか。

- これまで、政府等においては、アジア諸国の特許行政職員や著作権行政職員等を対象に研修生の受け入れや専門家の派遣を実施するとともに、国際セミナーやW I P Oなどの会合を通じて日本における知財人材育成や知財教育を紹介するなど、外国での制度整備や人材育成に対して支援を行ってきた。
- 経済のグローバル化により、我が国企業の海外進出は一層活発化しており、企業や大学等の知的財産活動についても一層のグローバル展開が求められている。
- 我が国企業や大学等においては、外国への特許出願、外国企業とのライセンス交渉、外国での模倣品・海賊版対策など国際業務が増加している。欧米には特許等の出願・登録が多数なされており、訴訟への対応やライセンス交渉などを通じて、一定のノウハウを構築しつつある。また、中韓に対しては、知的財産専門人材の人材交流などを通じて知財制度や知財実務に関する知識の習得が行われつつある。
- しかしながら、インド、ブラジル、ロシアなどの新興国については、ビジネスチャンスが広がりつつあるにもかかわらず、現地の知財制度や知財実務に詳しい専門家が少ないと指摘がある。このため、これらの新興国に対しては、知財制度や運用体制の整備に向けた支援を拡大する一方で、国内の専門家を育成するための環境整備を行うことが重要である。
- また、企業においても、国際競争力のある知的財産人材がまだ不足しているとの指摘がある。
- さらに、大学知的財産本部に関しては、国際的な产学研官連携活動を行うに当たり、海外出願の特許戦略の策定や海外企業との交渉実務に必要な人材の不足が指摘されている。

(b) 今後講すべき主な施策

①国際交流などの充実

外国での制度整備や人材育成に対する支援をしつつ、言語能力や国際的な交渉力など国際的に通用する実践的な能力を知的財産人材に習得させるべく、海外の知的財産専門人材との交流、知的財産専門人材の講師としての海外派遣、海外の専門家の招聘、W I P Oなどの国際機関への派遣、海外の大学・知的財産研究所への留学、現地研修を取り入れた海外コースの研修などを充実させる。

②国際的な产学研官連携の推進

国際的な产学研官連携体制の強化に対する支援を通じて、海外特許の戦略的な取得などに取り組む中で、国際的に通用する知的財産人材の育成を図る。

③経済成長の著しい国の知的財産制度に関する情報提供

経済発展が著しい国（インド、ブラジル、ロシア等）の知的財産制度等に詳しい人材を育成・確保するためにも、我が国産業界の具体的ニーズ等を踏まえつつ、これらの国々の知的財産制度等に関する情報を適切に提供する。

(iii) 独創性を重視した知財教育の推進

(a) 施策に対する評価の概要

視点：オリジナリティの尊重を学ばせる知財教育は十分になされているか。

- 将来にわたって知的財産を活用して競争力を持続していくためには、我が国の将来を担う世代が子供の頃から独創性や他人の知的財産を尊重するマインドを身につけることが重要である。
- これまで、産業財産権や著作権に関するテキストやeラーニングの開発、児童・生徒・学生・教職員等を対象とした各種セミナーの実施、発明教室やパテントコンテスト等の体験教育の推進などを通じて、児童、生徒、学生が知的財産に関する知識を習得する機会を増し、国民の間に知的財産マインドを広める取組を進めてきた。
- しかし、「知的財産に関する特別世論調査（2008年）」によると、模倣品・海賊版の購入を容認する者は52.4%存在しており、国民全体への知的財産マインドの浸透は不十分である。

(b) 今後講ずべき主な施策

①独創性や他人の知的財産を尊重する意識をはぐくむ活動の充実

ものづくり教室や創意工夫クラブなど、独創性や他人の知的財産を尊重する意識をはぐくむ課外活動を通じた知財教育を充実させるべく、これらの課外活動を全国で受けられるようにする。また、学校教育における知財教育を充実させる。

②知財教育を行うことのできる教員・指導者の育成

小学校、中学校、高校、専門高校の教員・指導者を対象とした知的財産に関する研修やセミナーを充実させるとともに、知的財産に関する知識を高める機会を増やすべく、これらの研修やセミナーなどで知的財産管理技能検定の受検を推奨する。

③専門家を活用した知財教育の充実

大学・地域産業界と連携しながら、弁護士、弁理士、技術者、大学教員などの専門家を活用しつつ、それぞれの専門性を踏まえて、創造性をはぐくむ教育の充実やものづくり人材の育成を図る。

<参考>

1－1 知的財産による競争力強化専門調査会委員名簿

- 相澤 益男 総合科学技術会議議員
岡内 完治 (株) 共立理化学研究所代表取締役
加藤 幹之 富士通 (株) 経営執行役
河内 哲 住友化学 (株) 最高顧問
佐藤 辰彦 弁理士／特許業務法人創成国際特許事務所所長
関田 貴司 J F E スチール (株) 専務執行役員
妹尾堅一郎 特定非営利活動法人产学連携推進機構理事長
田中 信義 キヤノン (株) 専務取締役
辻村 英雄 サントリー (株) 常務取締役／R & D 推進部長
／健康科学センター・知的財産部担当
長岡 貞男 一橋大学イノベーション研究センター教授

中村 恭世 パナソニック (株) ホームアプライアンス社
技術本部 知的財産権センター所長
中山 信弘 東京大学名誉教授／弁護士
前田 裕子 東京医科歯科大学知的財産本部技術移転センター
長・特任准教授
三尾美枝子 弁護士
渡部 俊也 東京大学先端科学研究所センター教授

○：専門調査会会長

(五十音順、敬称略)

1－2 知的財産による競争力強化専門調査会検討経緯

2008年度第1回 知的財産による競争力強化専門調査会（第6回）

日時：2008年10月10日 14：00－16：00

議題（抄）：政策レビュー及び第3期基本方針の在り方に関する検討の進め方と基本的考え方等について

2008年度第2回 知的財産による競争力強化専門調査会（第7回）

日時：2008年10月31日 14：00－16：00

議題（抄）：政策レビュー及び第3期基本方針の在り方について

- 知的財産の創造
- 知的財産の保護（国際知財システムの構築に向けた取組の強化等）

2008年度第3回 知的財産による競争力強化専門調査会（第8回）

日時：2008年11月27日 14：00－16：00

議題（抄）：政策レビュー及び第3期基本方針の在り方について

- 知的財産の適切な保護（知的財産の権利付与の迅速化等）
- 模倣品・海賊版対策の強化

2008年度第4回 知的財産による競争力強化専門調査会（第9回）

日時：2008年12月19日 10：00－12：00

議題（抄）：政策レビュー及び第3期基本方針の在り方について

- 知的財産の活用（知的財産の戦略的活用、国際標準化活動の強化、中小・ベンチャー企業への支援、知的財産を活用した地域振興）
- 人材の育成と国民意識の向上

2008年度第5回 知的財産による競争力強化専門調査会（第10回）

日時：2009年1月14日 14：00－16：00

議題（抄）：政策レビュー及び第3期基本方針の在り方について

- 人材の育成と国民意識の向上
- 第3期知的財産戦略の基本方針の在り方

2008年度第6回 知的財産による競争力強化専門調査会（第11回）

日時：2009年2月4日 13:00-15:00

議題（抄）：政策レビュー及び第3期基本方針の在り方について

○ 報告書（案）

2008年度第7回 知的財産による競争力強化専門調査会（第12回）

日時：2009年3月3日 10:00-12:00

議題（抄）：政策レビュー及び第3期基本方針の在り方について

○ 報告書（案）

2-1 コンテンツ・日本ブランド専門調査会 委員名簿

太田 伸之	(株) イッセイミヤケ代表取締役社長
生越 由美	東京理科大学専門職大学院知的財産戦略専攻教授
角川 歴彦	(株) 角川グループホールディングス代表取締役会長兼CEO
木村 敬治	ソニー(株) 執行役 EVP、技術戦略、知的財産、情報システム、エレクトロニクス事業戦略担当
久保 雅一	(株) 小学館キャラクター事業センター センター長
○ 久保利英明	日比谷パーク法律事務所代表／大宮法科大学院大学教授
里中満智子	マンガ家
重延 浩	(株) テレビマンユニオン代表取締役会長兼CEO
関本 好則	日本放送協会放送総局特別主幹
高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
中村伊知哉	慶應義塾大学教授
中山 信弘	東京大学名誉教授/弁護士
南場 智子	(株) ディー・エヌ・エー代表取締役社長
服部 幸應	学校法人服部学園服部栄養専門学校理事長・校長
浜野 保樹	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
廣瀬 賢彦	コロムビアミュージックエンタテインメント(株)代表執行役社長兼CEO
三尾美枝子	弁護士
宮田 亮平	東京藝術大学長
村上 光一	(株) フジテレビジョン相談役
和田 洋一	(株)スクウェア・エニックス代表取締役社長CEO
(オブザーバー)	
佐藤 辰彦	弁理士／特許業務法人創成国際特許事務所所長
○ : 専門調査会会长	

(五十音順、敬称略)

1-2 コンテンツ・日本ブランド専門調査会検討経緯

2008年度第1回 コンテンツ・日本ブランド専門調査会（第3回）

日時：2008年7月22日 13:00-15:00

議題（抄）：日本ブランドの振興について

2008年度第2回 コンテンツ・日本ブランド専門調査会（第4回）

日時：2008年9月16日 13:00-15:00

議題（抄）：日本ブランドの振興について

2008年度第3回 コンテンツ・日本ブランド専門調査会（第5回）

日時：2008年10月22日 14:00-16:00

議題（抄）：日本ブランドの振興について

2008年度第4回 コンテンツ・日本ブランド専門調査会（第6回）（第1回ヒアリング）

日時：2008年11月5日 10:00-12:00

議題（抄）：日本ブランドの振興について

○関係省庁等からの説明

2008年度第5回 コンテンツ・日本ブランド専門調査会（第7回）（第2回ヒアリング）

日時：2008年11月18日 10:00-12:00

議題（抄）：日本ブランドの振興について

○関係省庁等からの説明

2008年度第6回 コンテンツ・日本ブランド専門調査会（第8回）

日時：2008年12月15日 10:30-12:00

議題（抄）：政策レビュー及び第3期基本方針の在り方について

2008年度第7回 コンテンツ・日本ブランド専門調査会（第9回）

日時：2009年1月23日 10:00-12:00

議題（抄）：日本ブランドの振興について

2008年度第8回 コンテンツ・日本ブランド専門調査会（第10回）

日時：2009年2月25日 10:00-12:00

議題（抄）：日本ブランドの振興について

政策レビュー及び第3期知的財産戦略の基本方針の在り方について

2008年度第9回 コンテンツ・日本ブランド専門調査会（第11回）

日時：2009年3月10日 10：00－12：00

議題（抄）：日本ブランドの振興について

政策レビュー及び第3期知的財産戦略の基本方針の在り方について